

## 別冊資料集 消費生活条例

### 1. 北海道

北海道	1
-----	---

注意

本データは令和3年7月21日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。  
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

# 北海道消費生活条例

自治体

北海道

見出し

第7類：環境生活  
第5章：道民生活  
第1節：消費者安全

例規番号

平成11年10月15日 条例第43号

制定日

平成11年10月15日

統一条例コード

**010006-20670621**

分類

条例

例規集更新日

令和3年5月31日

収集日

令和3年7月21日

北海道消費生活条例

平成11年10月15日条例第43号

改正 平成15年3月14日条例第5号  
〔第1次改正〕

平成21年3月31日条例第15号

平成17年10月18日条例第96号

〔第2次改正〕

平成21年10月16日条例第89号

〔第3次改正〕

[北海道条例の整備に関する条例第**41**条による改正]

平成**26**年**10**月**14**日条例第**94**号

〔第4次改正〕

平成**28**年**3**月**31**日条例第**34**号

〔第5次改正〕

北海道消費生活条例をここに公布する。

北海道消費生活条例

北海道道民生活安定条例（昭和**49**年北海道条例第**37**号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 危害の防止、規格等の適正化等

　第1節 危害の防止（第8条—第9条の2）

　第2節 規格、表示等の適正化（第**10**条—第**15**条の2）

　第3節 不当な取引方法の禁止（第**16**条—第**17**条の2） 第

2章の2 價格安定対策等（第**18**条—第**22**条）

第2章の3 苦情等の処理体制及び消費者被害の救済（第**23**条—第**25**条）

第3章 情報提供、教育等の推進等（第**26**条—第**32**条）

第4章 北海道立消費生活センター（第**33**条—第**36**条の8）

第5章 北海道消費生活審議会（第**37**条—第**42**条）

第6章 北海道消費者苦情処理委員会（第**43**条—第**49**条）

第7章 雜則（第**50**条—第**53**条）

第8章 罰則（第**54**条）

附則

第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、並びに道、事業者及び事業者団体の責務並びに消費者及び消費者団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、道民の消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

一部改正〔平成**21**年条例**89**号〕

（基本理念）

**第2条** 消費者の利益の擁護及び増進は、道民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利が尊重されるとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動することができるよう地域の状況に応じて消費者の自立が支援されることを旨として、行われなければならない。

（1）商品又は役務により生命、身体又は財産が侵されないこと。

（2）商品又は役務について、適正な表示等に基づいて選択すること。

(3) 商品又は役務の取引（事業者の物品購入等（事業者が消費者との間で行う物品、権利その他のものの購入及び交換をいう。以下同じ。）を含む。）について、不当な取引方法から保護され、及び不当な条件を強制されないこと。

(4) 商品若しくは役務又は事業者の物品購入等により不当に受けた被害から公正かつ速やかに救済されること。

(5) 消費生活を営むために必要な情報を速やかに提供されること。

(6) 消費生活において、必要な知識及び判断力を習得し、主体的に行動するため、消費者教育を受けること。

(7) 消費者の意見が道の施策及び事業者の事業活動に適切に反映されること。

2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

3 消費者の自立の支援に当たっては、高度情報通信社会の進展及び国際化の進展に的確に対応するよう配慮されなければならない。

一部改正〔平成21年条例89号・26年94号〕

（道の責務）

**第3条** 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、道民の消費生活に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、道民の消費生活に関する施策の策定に当たっては消費者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、施策の実施について道民の協力を得るよう努めるものとする。

3 道は、道民の消費生活に関する施策について、国、独立行政法人国民生活センター、市町村、消費者団体その他の関係者と緊密に連携して、その推進に努めるものとする。

4 道は、市町村が消費生活に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合は、市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、助言その他の必要な支援を行うものとする。

一部改正〔平成21年条例89号〕

（事業者の責務）

**第4条** 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。

(1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。

(2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

(3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験、財産等の状況に配慮すること。

(4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

(5) 消費者の意見を事業活動に適切に反映するよう努めること。

(6) 道が実施する道民の消費生活に関する施策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品及び役務並びに事業者の物品購入等について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

全部改正〔平成21年条例89号〕、一部改正〔平成26年条例94号〕

(事業者団体の責務)

**第4条の2** 事業者団体は、基本理念にのっとり、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動を行う責務を有する。

追加〔平成21年条例89号〕

(消費者の役割)

**第5条** 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を習得し、必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

一部改正〔平成21年条例89号〕

(消費者団体の役割)

**第5条の2** 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動を行うものとする。

追加〔平成21年条例89号〕

(環境への配慮)

**第6条** 道は、道民の消費生活に関する施策の策定及び実施に当たっては、消費生活が環境に及ぼす影響に配慮するものとする。

2 事業者は、商品又は役務の供給に当たっては、環境の保全に資するため、再商品化が容易な容器及び包装の使用その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 消費者は、商品の選択、使用及び廃棄並びに役務の選択及び利用に当たっては、環境に及ぼす影響に配慮するよう努めなければならない。

(基本計画)

**第6条の2** 知事は、道民の消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 道民の消費生活に関する施策についての基本的な方針

(2) 道民の消費生活に関し、道が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、道民の消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

追加〔平成21年条例89号〕

(財政上の措置)

**第6条の3** 道は、道民の消費生活に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

追加〔平成21年条例89号〕

(年次報告)

**第7条** 知事は、毎年、議会に、道民の消費生活に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

第2章 危害の防止、規格等の適正化等

全部改正〔平成21年条例89号〕

第1節 危害の防止

(商品及び役務による危害の防止)

**第8条** 事業者は、その供給する商品又は役務が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼすことのないよう必要な措置を講じなければならない。

**第9条** 知事は、商品又は役務が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼす疑いがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該商品又は役務を提供する事業者に対し、期間を定めて、当該商品又は役務が当該危害を及ぼすものでないことの裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

3 知事は、商品又は役務が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該商品又は役務を供給する事業者に対し、当該危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

4 知事は、前項の規定による勧告をした場合であって、商品又は役務による消費者の生命、身体又は財産に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、消費者に対し、速やかに、第1項の調査の経過及び結果、当該勧告の内容その他の必要な情報を提供するものとする。

一部改正〔平成21年条例89号〕

(緊急危害防止措置)

**第9条の2** 知事は、商品又は役務が消費者の生命又は身体に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、当該危害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、消費者に対し、直ちに次に掲げる情報を提供するものとする。

(1) 当該商品又は役務の名称

(2) 当該商品又は役務を供給する事業者の氏名又は名称及び住所

(3) その他必要な情報

追加〔平成21年条例89号〕

第2節 規格、表示等の適正化

(規格、表示等の適正化)

**第10条** 事業者は、その供給する商品又は役務について、消費生活の安定及び向上に資するよう、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 適正な規格を定めること。
- (2) 品質、機能、価格、量目その他の必要な事項を適正に表示すること。
- (3) 広告を行うに当たっては、適正な情報を提供すること。
- (4) 過大又は過剰な容器又は包装を用いないこと。

全部改正〔平成21年条例89号〕

**第11条及び第12条 削除**

削除〔平成21年条例89号〕

(適正化の推進)

**第13条** 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、事業者がその供給する商品及び役務について規格、表示（広告を含む。以下同じ。）並びに容器及び包装の適正化の推進を図るため、必要な指導に努めなければならない。

一部改正〔平成21年条例89号〕

(基準等の策定)

**第14条** 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、道民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、事業者が供給する商品及び役務に係る適正な規格、表示等の基準又は標準を定めることができる。

2 知事は、前項の基準又は標準を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

(基準の遵守義務)

**第15条** 事業者は、前条第1項の規定により定められた基準を遵守しなければならない。

2 知事は、商品又は役務が前条第1項の規定により定められた基準に適合していないと認めるときは、当該商品又は役務を供給する事業者に対し、当該基準を遵守するよう勧告することができる。

(不当な表示の禁止等)

**第15条の2** 事業者は、その供給する商品又は役務について、虚偽の若しくは誇大な又は消費者を誤認させる表示（以下この条において「不当な表示」という。）をしてはならない。

2 知事は、不当な表示が行われている疑いがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

3 知事は、不当な表示が行われていると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該商品又は役務を供給する事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

追加〔平成21年条例89号〕

第3節 不当な取引方法の禁止

(不当な取引方法の禁止)

**第16条** 事業者は、消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であつて規則で定めるもの（以下「不当な取引方法」という。）を行つてはならない。

- (1) 消費者に対し、契約の勧誘の意図を示さずに接近して、又は消費者を訪問し、若しくは電話機、ファクシミリ装置その他の通信機器若しくは情報処理の用に供する機器を利用することにより、消費者の意に反して、若しくは消費者に勧誘を拒絶する意思表示の機会を与えずに、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (2) 消費者の知識、経験、財産等の状況に照らして不適当な契約と認められるにもかかわらず、又は消費者の判断力の不足に乗ずることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (3) 消費者に対し、商品若しくは役務若しくは事業者の物品購入等について品質、安全性、内容その他の消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な情報を提供せず、誤認させる情報を提供し、又は将来において不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (4) 消費者を威迫して困惑させ、不安にさせ、若しくは正常な判断ができない状態に陥らせ、又は消費者に迷惑を覚えさせるような方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (5) 信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益を与えることとなる内容の契約を締結させること。
- (6) 消費者又はその関係人を欺き、威迫して困惑させる等不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に契約（契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を強要し、又は当該債務を履行させること。
- (7) 契約に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情を適切に処理せず、当該履行を不当に拒否し、若しくは遅延させ、又は継続的取引において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、若しくは消費者への事前の通知をすることなく債務の履行を中止すること。
- (8) 消費者が正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張（以下この号において「申込みの撤回等」という。）を行うことを妨げ、又は申込みの撤回等が有効に行われたにもかかわらず、当該申込みの撤回等によって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させること。
- (9) 商品若しくは役務を供給する事業者又はその取次店等実質的な供給を行う者からの商品又は役務の取引を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約（以下この号において「与信契約等」という。）が、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、若しくは与信契約等を締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を強要し、若しくは当該債務を履行させること。

2 知事は、前項の規定に基づき不当な取引方法を定めようとするときは、北海道消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

全部改正〔平成21年条例89号〕、一部改正〔平成26年条例94号〕

（不当な取引方法による被害の防止）

**第17条** 知事は、不当な取引方法が用いられている疑いがあると認めるときは、速やかにその取引の実態等につき必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行うに当たり、前条第1項第3号に規定する行為を行ったかどうかを判断するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定め

て、消費者に対し正確かつ適切な情報を提供したことの裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、次項及び次条の規定の適用については、当該事業者は同号に規定する行為を行ったものとみなす。

3 知事は、事業者が不当な取引方法を用いていると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、当該取引方法を用いないよう勧告することができる。

4 知事は、前項の規定による勧告をした場合であって、不当な取引方法による消費者の被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、消費者に対し、速やかに当該勧告の内容その他の必要な情報を提供するものとする。

一部改正〔平成21年条例89号〕

(重大被害防止措置)

**第17条の2** 知事は、事業者が不当な取引方法を用いていると認め、かつ、当該不当な取引方法により消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、消費者に対し、速やかに次に掲げる情報を提供するものとする。

- (1) 当該事業者に係る不当な取引方法
- (2) 当該事業者に係る商品又は役務の種類
- (3) 当該事業者の氏名又は名称及び住所
- (4) その他必要な情報

追加〔平成15年条例5号〕、一部改正〔平成21年条例89号〕

第2章の2 価格安定対策等

追加〔平成21年条例89号〕

(価格動向の調査等)

**第18条** 知事は、常に、物価の動向について明らかにするため、道民の消費生活に関連性の高い商品及び役務を選定し、その価格等及び需給の動向を調査するとともに、正確な情報を道民に提供しなければならない。

(買占め及び売惜しみに対する措置)

**第19条** 知事は、前条の規定により選定された商品又は役務（以下「生活関連重要商品等」という。）の価格が著しく上昇し又は上昇するおそれがある場合において、当該生活関連重要商品等の買占め又は売惜しみが行われ又は行われるおそれがあるときは、当該生活関連重要商品等を特に買占め等を防止すべき商品として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により指定された商品の生産、輸入又は販売を行う事業者が買占め又は売惜しみにより当該商品を多量に保有していると認めるときは、その者に対し、当該商品の売渡しをすべきことを勧告しなければならない。

一部改正〔平成21年条例89号〕

(価格等の引下げの措置)

**第20条** 知事は、物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連重要商品等の価格等が著しく上昇し又は上昇するおそれがあるときは、当該生活関連重要商品等を特に価格等の安定を図るべき商品等として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により指定された商品等の価格等が著しく不当であると認めるときは、その商品等を供給する事業者に対し、価格等を引き下げるよう勧告しなければならない。

一部改正〔平成21年条例89号〕

(商品の供給等の協力の要請)

**第21条** 知事は、道民に対する生活関連重要商品等の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、当該生活関連重要商品等を供給する事業者又はその組織する事業者団体に対し、当該生活関連重要商品等の供給又は供給のあっせんをするよう協力を求めなければならない。

一部改正〔平成21年条例89号〕

(北海道価格の解消)

**第22条** 知事は、北海道内における価格が北海道以外の地域における価格に比較して著しく高い商品を調査し、その実態を把握して、その価格差が不合理であると認めるときは、その価格差の解消について関係行政機関の長又は関係する事業者若しくはその組織する事業者団体に要請する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一部改正〔平成21年条例89号〕

第2章の3 苦情等の処理体制及び消費者被害の救済

追加〔平成21年条例89号〕

(苦情等の処理体制の整備)

**第23条** 道は、市町村との連携を図りつつ、主として専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情に係る相談（以下この条において「苦情等」という。）の処理を行うとともに、多様な苦情等に柔軟かつ弾力的に対応するため、消費者からの苦情等を専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理する体制の整備に努めなければならない。

全部改正〔平成21年条例89号〕

(消費者の苦情の処理)

**第24条** 知事は、事業者が供給する商品若しくは役務又は事業者の物品購入等に関して生じた消費者の苦情（以下「消費者の苦情」という。）の申出があったときは、その内容を調査し、当該苦情を解決するため必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の措置を講ずるため必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対し、資料の提出を求めることができる。

3 知事は、消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するため特に必要があると認めたときは、当該苦情を北海道消費者苦情処理委員会のあっせん又は調停に付するものとする。

一部改正〔平成26年条例94号〕

(訴訟の援助)

**第25条** 知事は、事業者の供給する商品若しくは役務若しくは事業者の物品購入等によって被害を受けた消費者が当該事業者を相手として提起する訴訟（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条の訴え提起前の和解及び民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停を含む。）又は当該事業者から提起された訴訟が次に掲げる要件に該当する場合は、当該訴訟を提起し、又は提起された消費者に対し、当該訴訟に要す

る費用に充てる資金（以下「資金」という。）の貸付けその他必要な援助を行うことができる。

（1）事業者の協力が得られないため、北海道消費者苦情処理委員会の調停によっても解決されない消費者の苦情に係るものであること。

（2）当該訴訟を提起し、又は提起された消費者が受けた被害と同様の被害が多数発生し、又は発生するおそれがある商品若しくは役務又は事業者の物品購入等に係るものであること。

2 知事は、前項の規定により資金の貸付けをしようとするときは、あらかじめ、北海道消費者苦情処理委員会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、資金の貸付けを受けた者がやむを得ない事情により当該資金の返還が困難であると認められるときは、規則で定めるところにより、当該資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

4 前3項に定めるもののほか、資金の貸付けの手続、貸付けの条件、返還の手続、返還の猶予その他資金の貸付けに関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成26年条例94号〕

第3章 情報提供、教育等の推進等

全部改正〔平成21年条例89号〕

（情報の提供）

**第26条** 知事は、この条例の他の規定に定めるもののほか、道民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費生活に関する情報を収集し、消費者に必要な情報を提供するものとする。

一部改正〔平成21年条例89号〕

（啓発活動及び教育の推進）

**第27条** 道は、地域の社会的及び経済的状況に応じ、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及その他の消費者に対する啓発活動及び学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じた消費生活に関する教育の推進に努めるものとする。

追加〔平成21年条例89号〕

（消費者の組織化の促進等）

**第28条** 道は、道民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者の自主的な組織活動及び消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

追加〔平成21年条例89号〕

（試験、検査等の実施）

**第29条** 道は、道民の消費生活の安定及び向上を図るため、商品等の試験、検査等の実施体制の整備に努めるとともに、当該試験、検査等の結果についての情報を消費者に提供する等の必要な措置を講ずるものとする。

全部改正〔平成21年条例89号〕

（知事への申出）

**第30条** 消費者は、この条例の定めに違反する事業活動により、消費者の利益が害されている疑いがあるときは、知事に対してその旨を申し出て、適当な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときはこの条例に基づく措置その他適当な措置を講ずるものとする。

3 知事は、道民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、第1項の規定による申出の内容並びにその処理の経過及び結果の概要を公表するものとする。

(消費生活モニター)

**第31条** 知事は、消費生活に関する情報及び意見を収集するため、消費生活モニターを置くものとする。

2 消費生活モニターに関し必要な事項は、知事が定める。

(地域協議会)

**第32条** 知事は、必要に応じ地域協議会を開催して消費者、学識経験のある者等の意見を聴取し、道民の消費生活に関する施策を適正に行うよう努めなければならない。

#### 第4章 北海道立消費生活センター

(設置)

**第33条** 道民の自主的かつ合理的な消費行動を促すため、消費者安全法（平成21年法律第50号。第35条第1号及び第36条の3第2号において「法」という。）第10条第1項の規定により、北海道立消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）を設置する。

一部改正〔平成28年条例34号〕

(名称及び位置)

**第34条** 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北海道立消費生活センター	札幌市

(事業)

**第35条** 消費生活センターは、次の事業を行う。

(1) 法第8条第1項各号に掲げる事務（第36条の3及び第36条の7において「消費生活相談等の事務」という。）を行うこと。

(2) その他設置の目的を達成するため必要な事業

一部改正〔平成28年条例34号〕

(指定管理者による管理)

**第36条** 消費生活センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

全部改正〔平成17年条例96号〕

(指定管理者が行う業務の範囲)

**第36条の2** 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第35条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (3) その他知事が定める業務

追加〔平成17年条例96号〕

（組織及び運営並びに情報の安全管理に関する基準）

**第36条の3** 消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 消費生活センターの事務を掌理する者及び当該事務を行うために必要な従業員を置くこと。
- (2) 法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くこと。
- (3) 消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されることその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずること。
- (4) 消費生活相談等の事務に従事する者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。
- (5) 消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

追加〔平成28年条例34号〕

（開館時間等）

**第36条の4** 消費生活センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、消費生活に関する相談は、午前9時から午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開館時間等を変更することができる。

追加〔平成17年条例96号〕、一部改正〔平成28年条例34号〕

（休館日）

**第36条の5** 消費生活センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、消費生活センターの管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

追加〔平成17年条例96号〕、一部改正〔平成28年条例34号〕

（指定管理者の指示等）

**第36条の6** 指定管理者は、消費生活センターの秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、施設等を使用する者に対しその使用に関し指示をし、又は使用中の場所に従業員を立ち入らせ、使用の状況を調査させることができる。

追加〔平成17年条例96号〕、一部改正〔平成28年条例34号〕

(秘密保持義務)

**第36条の7** 指定管理者の役員（法人でない指定管理者にあっては、その構成員）若しくは従業員又はこれらの者であった者は、消費生活相談等の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

追加〔平成28年条例34号〕

(知事による管理)

**第36条の8** 第36条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、消費生活センターの管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が消費生活センターの管理に係る業務を行う場合においては、第36条の3第1号中「従業員」とあるのは「職員」と、同条第2号中「を消費生活相談員」とあるのは「又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると知事が認める者を消費生活相談員」と、第36条の4第2項及び第36条の5ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第36条の6中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「従業員」とあるのは「職員」とし、前条の規定は、適用しない。

追加〔平成17年条例96号〕、一部改正〔平成28年条例34号〕

## 第5章 北海道消費生活審議会

(設置)

**第37条** 道民の消費生活の安定及び向上を図るため、知事の附属機関として、北海道消費生活審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第38条** 審議会は、知事の諮問に応じ、道民の消費生活に関する事項その他この条例の運用に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に建議することができる。

(組織)

**第39条** 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

**第40条** 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 消費者を代表する者
- (3) 事業者を代表する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることがある。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

**第41条** 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

**第42条** 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

## 第6章 北海道消費者苦情処理委員会

(設置)

**第43条** 第24条第3項及び第25条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を行わせるため、知事の附屬機関として、北海道消費者苦情処理委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

(組織)

**第44条** 委員会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

**第45条** 委員及び特別委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任されることがある。

- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

**第46条** 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(あっせん又は調停を行う委員の指名)

**第47条** 委員会によるあっせん又は調停は、事件ごとに、委員長が指名する委員がこれを行う。

(当事者の意見聴取等)

**第48条** あっせん又は調停を行う委員は、あっせん又は調停のため必要があると認めることは、当事者その他の関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(処理事案の公表)

**第49条** 知事は、道民の消費生活の安定及び向上を図るため、委員会において処理した事案の経過及び結果の概要を公表するものとする。

## 第7章 雜則

(立入調査等)

**第50条** 知事は、第9条、第15条、第15条の2、第17条、第19条及び第20条の規定の施行に必要な限度において、事業者その他当該事業者と密接な関係を有するものとして規則で定めるもの（以下この項において「事業者等」という。）に対し、その業務

に關して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業者等の営業所、事務所等に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは当該事業者等の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正〔平成21年条例89号〕

(公表)

**第51条** 知事は、第9条第3項、第15条第2項、第15条の2第3項、第17条第3項、第19条第2項若しくは第20条第2項の規定による勧告に従わない者、第48条に規定する出席の要求を正当な理由がなく拒み、若しくは資料の提出をしなかった者又は前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、立入調査を拒み、若しくは質問に対し答弁しなかったものがあるときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表しようとするものに弁明の機会を与えなければならない。

一部改正〔平成21年条例89号〕

(国等に対する措置要請)

**第52条** 知事は、道民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、国及び独立行政法人国民生活センターに対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

一部改正〔平成21年条例89号〕

(規則への委任)

**第53条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第8章 罰則

追加〔平成28年条例34号〕

**第54条** 第36条の7の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

追加〔平成28年条例34号〕

## 附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北海道道民生活安定条例（以下「改正前の条例」という。）第10条第1項の規定により指定されている物資は、この条例による改正後の北海道消費生活条例（以下「改正後の条例」という。）第20条第1項の規定により指定された商品とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第25条の規定により定められている基準は、改正後の条例第14条第1項の規定により定められた基準とみなす。

4 この条例の施行の際現に改正前の条例第29条の規定により置かれている北海道道民生活安定審議会は、改正後の条例第37条の規定により置かれた北海道消費生活審議会とみなす。

5 この条例の施行の際現に改正前の条例第**32**条第1項の規定により北海道道民生活安定審議会の委員に任命されている者は、改正後の条例第**40**条第1項の規定により北海道消費生活審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、委員の任期については、その者が改正前の条例第**32**条第1項の規定により任命された日から起算する。

6 この条例の施行の際現に改正前の条例第**35**条の2の規定により置かれている北海道消費者苦情処理委員会は、改正後の条例第**43**条の規定により置かれた北海道消費者苦情処理委員会とみなす。

7 この条例の施行の際現に改正前の条例第**35**条の4第1項の規定により北海道消費者苦情処理委員会の委員に任命されている者は、改正後の条例第**45**条第1項の規定により北海道消費者苦情処理委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、委員の任期については、その者が改正前の条例第**35**条の4第1項の規定により任命された日から起算する。

8 知事は、平成**21**年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成**21**年条例**15**号〕

附 則（平成**15**年3月**14**日条例第5号）

〔北海道消費生活条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成**17**年10月**18**日条例第**96**号）

〔北海道消費生活条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成**18**年4月1日から施行する。

附 則（平成**21**年3月**31**日条例第**15**号抄）

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成**21**年10月**16**日条例第**89**号）

〔北海道消費生活条例の一部を改正する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の改正規定、第2章第1節中同条の次に1条を加える改正規定、第**10**条から第**13**条までの改正規定、第2章第2節中第**15**条の次に1条を加える改正規定、第**16**条の前の見出しを削る改正規定並びに同条、第**17**条（見出しを含む。）、第**17**条の2（見出しを含む。）、第**50**条第1項及び第**51**条の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、平成**22**年4月1日から施行する。

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）前にこの条例による改正前の北海道消費生活条例第9条第2項の規定によりされた勧告は、この条例による改正後の北海道消費生活条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第3項の規定によりされた勧告とみなす。

3 改正後の条例第**16**条、第**17**条、第**17**条の2、第**50**条及び第**51**条の規定は、一部施行日以後にした改正後の条例第**16**条第1項各号に掲げる行為について適用し、一部施行日前にした行為については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第**16**条第2項の規定による北海道消費生活審議会の意見の聴取及び当該意見の聴取に関し必要な手続その他の行為は、一部施行日前においても行うことができる。

附 則（平成**26**年**10**月**14**日条例第**94**号）

〔北海道消費生活条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成**28**年**3**月**31**日条例第**34**号）

〔北海道消費生活条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成**28**年**4**月**1**日から施行する。

---

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月20日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。  
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

# 札幌市消費生活条例

自治体

北海道 札幌市

見出し

第7類の2：市民  
第3章：消費生活

例規番号

平成19年6月29日 条例第26号

制定日

平成19年6月29日

統一条例コード

**011002-85538091**

分類

条例

例規集更新日

令和3年3月31日

収集日

令和3年7月20日

○札幌市消費生活条例

平成19年6月29日条例第26号

札幌市消費生活条例

札幌市消費生活条例（平成6年条例第18号）の全部改正（平成19年6月条例第26号）

目次

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 消費者の権利の確立に関する施策

第1節 消費者の安全の確保（第11条—第15条）

第2節 広告その他の表示、包装及び計量の適正化（第16条—第21条）

- 第3節 取引行為の適正化（第**22**条・第**23**条）  
第4節 商品及びサービス等の確保並びに物価の安定（第**24**条—第**29**条）  
第5節 調査、勧告、公表等（第**30**条—第**35**条）  
第3章 消費者被害の救済（第**36**条—第**40**条）  
第4章 総合的施策の推進  
　第1節 消費者の意見の反映等（第**41**条—第**44**条）  
　第2節 環境・資源への配慮（第**45**条・第**46**条）  
第5章 消費生活審議会（第**47**条・第**48**条）  
第6章 雜則（第**49**条・第**50**条）

#### 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

**第1条** この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、市及び事業者の責務並びに消費者、消費者団体及び事業者団体の果たすべき役割を明らかにするとともに、市が実施する施策について必要な事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、消費者の自主的努力と相まって、市民の消費生活の安定及び向上を図り、もって市民の安全で安心できる暮らしの実現に資することを目的とする。

#### （基本理念）

**第2条** 消費者の利益の擁護及び増進は、市、事業者及び消費者の相互の信頼と協力を基調とし、次に掲げる消費者の権利の確立が図られるとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- (1) 消費生活を営むうえで生命、身体及び財産を侵害されない権利
  - (2) 公正な取引により、良質な商品及びサービス等を提供される権利
  - (3) 消費生活を営むうえで必要な情報を速やかに提供される権利
  - (4) 消費生活を営むうえで不当に受けた被害から適切かつ迅速に救済を受ける権利
  - (5) 消費者の意見が市が実施する消費者の利益の擁護及び増進に関する施策（以下「消費者施策」という。）及び事業者の事業活動に適切に反映される権利
  - (6) 消費者の自主的な組織化及び行動が保障される権利
  - (7) 自立した消費生活を営むために必要な教育を受ける権利
- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費者の利益の擁護及び増進は、次に掲げる事項に配慮して行わなければならない。
- (1) 高度情報通信社会の進展に的確に対応すること。
  - (2) 消費生活における国際化の進展に的確に対応すること。
  - (3) 環境を保全すること。

一部改正〔平成**25**年条例5号〕

(定義)

**第3条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品 消費者が消費生活を営むうえで使用する物をいう。
- (2) サービス等 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 消費者が消費生活を営むうえで利用する役務
  - イ 消費者が消費生活を営むうえで施設を利用し、又は役務の提供を受ける権利
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、消費者が消費生活を営むうえで使用し、又は利用するもののうち、商品以外のもの
- (3) 消費者 事業者が供給する商品又はサービス等を使用し、又は利用して生活する者及び特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第58条の4に規定する訪問購入（同法第58条の17第1項各号に規定するものを除く。以下「訪問購入」という。）に係る購入業者の相手方をいう。
- (4) 事業者 商品又はサービス等の供給に関して商業、工業、サービス業その他の事業を行う者及び前号の購入業者をいう。
- (5) 消費者団体 消費者の権利若しくは利益の擁護又は増進のため消費者により組織された団体をいう。
- (6) 事業者団体 事業者の共通の利益の増進のため事業者により組織された団体をいう。

一部改正〔平成25年条例5号〕

(市の責務)

**第4条** 市は、第2条に規定する基本理念にのっとり、市民の参加と協力の下に、総合的な消費者施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、消費者が健全な消費生活を営むことができるよう、適切かつ迅速な情報提供を行うとともに、消費生活を営むうえで必要な教育の充実に努めなければならない。
- 3 市は、消費者団体が行う消費生活の安定及び向上のための健全かつ自主的な活動に必要な協力をするよう努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、市は、消費者施策を策定し、又は実施するに当たっては、必要に応じ国又は他の地方公共団体と連携するとともに、消費者の意見の反映に努めるものとする。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、第2条に規定する基本理念に鑑み、その供給する商品及びサービス等並びに訪問購入に係る物品について、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- (3) 消費者との取引に際して、消費者の年齢、知識、経験、財産の状況その他の特性に配慮すること。
- (4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

- 2 事業者は、その供給する商品及びサービス等に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及びサービス等について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、事業活動において取得した消費者の個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動を行うに当たっては、法令（市及び北海道の条例及び規則を含む。）を遵守するとともに、市が実施する消費者施策に協力しなければならない。

一部改正〔平成25年条例5号〕

（事業者団体の役割等）

**第6条** 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者団体は、市が実施する消費者施策に協力しなければならない。

（消費者の役割）

**第7条** 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めるものとする。

- 2 消費者は、自らの権利の確立に努めるとともに、消費者相互の連携を図ることにより、消費生活の安定及び向上のために積極的な役割を果たすものとする。

- 3 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権の適正な保護に配慮するよう努めるものとする。

（消費者団体の役割）

**第8条** 消費者団体は、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 消費者が自らの権利を確立することを支援すること。
- (2) 消費生活に関する各種団体相互の連携を図ること。
- (3) 消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明をすること。
- (4) 消費者に対する啓発及び教育をすること。
- (5) 消費者の被害の防止及び救済のための活動をすること。
- (6) 消費生活に関し、環境の保全のための活動をすること。
- (7) その他消費生活の安定及び向上を図るために健全かつ自主的な活動をすること。

（相互協力）

**第9条** 市、事業者及び事業者団体並びに消費者及び消費者団体は、それぞれの責務又は役割を認識し、かつ、それぞれの責務又は役割に応じ相互に協力して、消費者の利益の擁護及び増進に努めるものとする。

- 2 前項の場合において、市は、相互の協力を推進するため必要な施策を実施するものとする。

（消費者基本計画）

**第10条** 市長は、消費者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画

(以下「消費者基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、消費者基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、札幌市消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、消費者基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

**第2章 消費者の権利の確立に関する施策**

**第1節 消費者の安全の確保**

(消費者の安全を害する商品及びサービス等の供給の禁止等)

**第11条** 事業者は、消費者の生命若しくは身体に対して危害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがあり、又はその財産に対して損害を加え、若しくは加えるおそれがある商品及びサービス等(以下「消費者の安全を害する商品等」という。)を供給してはならない。

2 事業者は、商品及びサービス等の品質及び技術の向上、危害の防止に関する表示の適正化その他の消費者の安全を害する商品等を供給することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 事業者は、消費者の安全を害する商品等を供給したときは、その旨を公表し、自ら当該消費者の安全を害する商品等を回収する等危害又は損害の発生又は拡大を防止するため必要な措置を講じなければならない。

4 事業者団体は、事業者が前2項の規定により措置を講じる場合において、積極的に指導し、又は協力するよう努めなければならない。

(消費者の安全を確保するための調査及び情報提供)

**第12条** 市長は、消費生活における消費者の安全を確保するため、事業者が供給する商品及びサービス等について必要な調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による調査により、事業者が前条第1項の規定に違反しているおそれがあると認めたときは、速やかに当該事業者が供給する商品又はサービス等による危害又は損害について必要な調査を行うものとする。

3 市長は、前項の調査に関し必要があると認めたときは、当該商品又はサービス等を供給する事業者に対し、当該商品又はサービス等が消費者の安全を害する商品等でないことを証明することを要求することができる。

4 市長は、事業者が前項の規定による証明を行わない場合において正当な理由がないと認めたとき、又は同項の規定による証明を行った場合においてその内容が不十分であると認めたときは、当該事業者に対し、再度証明を行うことを要求することができる。

5 前2項の規定による要求は、書面により行うものとする。

6 市長は、必要に応じ、第1項若しくは第2項に規定する調査又は第3項若しくは第4項の規定による要求により得た情報を消費者に提供するものとする。

(消費者の安全を害する商品等に対する措置)

**第13条** 市長は、事業者の供給する商品又はサービス等が消費者の安全を害する商品等であると認定した場合において、当該事業者が第11条第3項に規定する措置をと

らないときは、法令で定める措置がとられるときを除き、当該事業者に対し、同項に規定する措置をとるよう勧告することができる。

(緊急安全確保措置)

**第14条** 市長は、事業者の供給する商品又はサービス等が消費者の安全を害する商品等であると認定した場合において、当該消費者の生命又は身体に対して重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、当該消費者の安全を確保するため緊急の必要があると認定したときは、法令で定める措置がとられるときを除き、当該消費者の安全を害する商品等の品名、これを供給する事業者の氏名又は名称及び住所その他の当該危害の発生又は拡大を防止するための必要な事項を公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定により公表したときは、直ちに当該事業者に対し第11条第3項に規定する措置をとるべきことを通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた事業者は、直ちに第11条第3項に規定する措置をとらなければならない。

(安全確保基準の制定等)

**第15条** 市長は、法令に定めがある場合を除き、消費生活における消費者の安全を確保するため必要があると認めたときは、商品及びサービス等について事業者が遵守すべき基準（以下「安全確保基準」という。）を定めることができる。

2 市長は、安全確保基準を定めたときは、その旨を告示しなければならない。安全確保基準を変更し、又はこれを廃止したときも同様とする。

3 事業者は、安全確保基準を遵守しなければならない。

## 第2節 広告その他の表示、包装及び計量の適正化

(広告その他の表示の適正化)

**第16条** 事業者は、商品又はサービス等を供給するに当たっては、次に掲げる事項を推進するよう努めなければならない。

- (1) 商品又はサービス等の品質その他の内容並びに当該商品又はサービス等を供給する事業者の氏名又は名称及び住所を適切に表示すること。
  - (2) 商品又はサービス等の価格（単位当たりの価格を示すことができるときには、当該単位当たりの価格を含む。）を適切に表示すること。
  - (3) 商品又はサービス等を自動販売機その他これに類する機械（以下この号において「自動販売機等」という。）により供給するときは、当該自動販売機等の見やすい箇所に当該商品又はサービス等を供給する事業者等との連絡に必要な事項その他必要な事項を適切に表示すること。
  - (4) 商品又はサービス等を供給した後に当該商品又はサービス等に関して保証、修理その他のサービスを積極的に提供するとともに、当該サービスを提供するときは、その内容を適切に表示すること。
- 2 事業者は、商品若しくはサービス等又は訪問購入に係る物品について広告を行う場合には、虚偽又は誇大な表現、消費者が選択を誤るおそれのある表現その他の不適切な表現を避け、消費者が商品若しくはサービス等又は訪問購入に係る物品について適切な選択等をすることができるよう必要かつ正確な情報の提供に努めなければならない。

一部改正〔平成25年条例5号〕

(表示・広告基準の制定等)

**第17条** 市長は、法令に定めがある場合を除き、必要があると認めたときは、前条第1項各号に規定する表示に関する事項及び同条第2項に規定する広告に関する事項について事業者が遵守すべき基準（以下「表示・広告基準」という。）を定めることができる。

- 2 市長は、表示・広告基準を定めたときは、その旨を告示しなければならない。表示・広告基準を変更し、又はこれを廃止したときも同様とする。
- 3 事業者は、表示・広告基準を遵守しなければならない。

(包装の適正化)

**第18条** 事業者は、商品に包装（容器を用いる場合を含む。以下同じ。）をしてこれを供給する場合には、当該包装の安全性を確保しなければならない。

- 2 事業者は、商品に包装をしてこれを供給する場合には、当該包装により当該商品の内容を消費者に誤認させることがないようにしなければならない。
- 3 事業者は、商品に包装をしてこれを供給する場合には、当該商品の保護又は品質の保全に必要な限度を超える包装をしないよう努めなければならない。
- 4 事業者は、商品の包装について、資源の節約に寄与するものを選択するよう努めるとともに、包装が不要となったときは、適正に再利用され、若しくは再生利用され、又は廃棄されるよう配慮しなければならない。

(包装基準の制定等)

**第19条** 市長は、法令に定めがある場合を除き、必要があると認めたときは、商品の包装について事業者が遵守すべき基準（以下「包装基準」という。）を定めることができる。

- 2 市長は、包装基準を定めたときは、その旨を告示しなければならない。包装基準を変更し、又はこれを廃止したときも同様とする。
- 3 事業者は、包装基準を遵守しなければならない。

(簡易包装への協力)

**第20条** 消費者は、商品の包装について簡易な包装に協力するよう努めなければならない。

(計量の適正化)

**第21条** 市は、消費者と事業者との間の取引に際して適正な計量が確保されるよう、必要な施策を実施するものとする。

- 2 事業者は、商品及びサービス等並びに訪問購入に係る物品について適正な計量を実施するよう努めるとともに、前項の規定に基づき市が実施する施策に協力しなければならない。

一部改正〔平成25年条例5号〕

### 第3節 取引行為の適正化

(不当な取引行為の禁止)

**第22条** 事業者は、口頭、文書又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により消費者との間で行う取引に關し、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 消費者に対し、次に掲げるいずれかの方法により契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

ア 販売又は訪問購入の意図を隠して接近すること。

イ商品及びサービス等並びに訪問購入に係る物品の内容、取引条件その他の取引に関して重要な情報を故意に示さないこと。

ウ商品及びサービス等並びに訪問購入に係る物品に関し、将来における不確実な事項について誤解させるべき断定的判断を提供すること。

エ 不実のことを示すこと。

オ消費者の取引に関する知識、経験若しくは判断力の不足に乘じ、又は消費者を心理的不安に陥れること。

カ その他誤信を招く情報を示すこと。

(2) 訪問購入（特定商取引に関する法律第**58**条の**17**第2項各号に規定するものを除く。）に係る売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない消費者に対し、営業所等（同法第2条第1項第1号の営業所等をいう。）以外の場所において、当該売買契約の締結について勧誘をし、又は勧誘を受ける意思の有無を確認する行為

(3) 消費者が契約の締結の勧誘を望まない旨若しくは契約の締結を拒絶する旨の意思を示したにもかかわらず、又はそれらの意思を示す機会を与えることなく契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(4) 消費者に著しく不当な不利益をもたらすことの明白な内容の契約を締結させ、又はそのような内容の契約に変更させる行為

(5) 消費者に対し、契約（契約の成立又は契約内容について当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を不當に強要する行為

(6) 消費者に対し、次に掲げるいずれかの方法により、実際は成立していない契約の債務の履行を強要する行為

ア 不実の表示等により契約が成立していると誤認させること。

イ 威迫する内容の表示等を行うこと。

(7) 契約又は契約の解除権等の行使に基づく債務の履行を不當に遅延し、若しくは拒否し、又は消費者の正当な契約の解除権等の行使を不當に妨げる行為

2 事業者は、与信契約等（消費者が他の事業者から商品又はサービス等を購入することを条件又は原因として信用を供与し、又は保証を受託する契約をいう。以下この項において同じ。）の締結の勧誘若しくは締結又は債務の履行に関し、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 前項各号に掲げる行為

(2) 与信契約等の条件又は原因となる商品又はサービス等の販売を行う事業者若しくはその取次店等実質的な販売行為を行う者の行為が前項各号に規定する行為のいずれかに該当することを知りながら、又はそのことを知り得べきであるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、若しくは与信契約等を締結させる行為

3 市長は、規則で前2項に規定する行為（以下「不当な取引行為」という。）に該当する行為の基準を定めることができる。

一部改正〔平成**25**年条例5号〕

(不当な取引行為に関する調査及び情報提供)

**第23条** 市長は、不当な取引行為が行われている疑いがあると認めたときは、当該不当な取引行為について必要な調査を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による調査により、不当な取引行為が事業者によって行われていると認め、かつ、当該不当な取引行為による消費者の被害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めたときは、当該事業者に係る不当な取引行為、商品又はサービス等の種類その他必要な情報を提供するものとする。
- 3 前項の場合において、市長は、当該事業者の不当な取引行為により消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、同項に規定する情報のほか、当該事業者の氏名又は名称、住所その他の当該事業者を特定する情報を提供することができる。

#### 第4節 商品及びサービス等の確保並びに物価の安定

(商品及びサービス等の円滑な流通等)

**第24条** 事業者は、常に商品及びサービス等の円滑な流通を図るとともに、その価格を安定させるよう努めなければならない。

(生活関連商品等の価格等の調査及び情報提供)

**第25条** 市長は、市民の消費生活と関連の深い商品及びサービス等（以下「生活関連商品等」という。）について、その価格の動向、需給の状況、流通の実態等必要な事項の調査を行うものとする。

- 2 市長は、必要に応じ、前項に規定する調査により得た情報を消費者に提供するものとする。

(生活関連商品等の確保)

**第26条** 市長は、生活関連商品等が不足し、若しくは不足するおそれがあり、又はその価格が著しく高騰し、若しくは高騰するおそれがあると認めたときは、事業者又は事業者団体に対し、当該生活関連商品等の円滑な供給その他必要な措置を講じるよう要請することができる。

(特定生活関連商品等の指定)

**第27条** 市長は、市民の消費生活と特に関連の深い商品及びサービス等について、その流通の円滑化及び価格の安定を図るため必要があると認めたときは、当該商品及びサービス等を特別の調査を要する商品及びサービス等（以下「特定生活関連商品等」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。指定を解除したときも同様とする。

(特定生活関連商品等の調査及び情報提供)

**第28条** 市長は、前条第1項の規定により特定生活関連商品等の指定をしたときは、特定生活関連商品等についてその流通状況、価格の変動その他の市民の消費生活の安定を図るため必要な事項を調査するものとする。

- 2 市長は、必要に応じ、前項の規定による調査により得た情報を消費者に提供するものとする。

(不適正な事業行為のは是正勧告)

**第29条** 市長は、特定生活関連商品等を供給する事業者が、その円滑な流通を不当に妨げ、又は著しく不当な価格で当該特定生活関連商品等を供給していると認めたときは、当該事業者に対し、これらの行為を是正するよう勧告することができる。

#### 第5節 調査、勧告、公表等

(立入調査等)

**第30条** 市長は、第12条から第15条まで、第17条、第19条、第23条、第28条及び前条の規定の施行に必要な限度において、事業者に、その業務の状況について報告させ、若しくは第12条第1項若しくは第2項に規定する調査及び第13条若しくは第14条の規定による認定を行うために必要な最小限度の商品、事業者がサービス等を提供するために使用する物若しくは商品若しくはサービス等に係る資料（以下この条において「商品等」という。）の提出を求め、又はその職員に、事業者の事務所、工場、事業場、倉庫その他の事業に關係のある場所に立ち入り、商品等、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 市長は、事業者又は関係人が前項の規定による報告、商品等の提出、立入調査又は質問に対する回答を拒んだときは、当該事業者に対し、書面により再度、報告をし、商品等を提出し、立入調査に応じ、又は質問に対し回答するよう要求することができる。

3 前2項の規定により立入調査又は質問する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(合理的な根拠を示す資料の提出要求)

**第31条** 市長は、事業者が第22条第1項第1号工に規定する不実のことを示す行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該示した事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、当該事業者は不実のことを示す行為をしたものとみなす。

(指導等)

**第32条** 市長は、第15条第3項、第17条第3項、第19条第3項又は第22条第1項若しくは第2項の規定に違反している事業者があると認めたときは、当該事業者に対し、当該違反している事項を速やかに是正するよう指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、特に必要があると認めるときは、当該勧告をした旨及び当該勧告の内容を同項に規定する事業者が所属する事業者団体及び当該事業者と契約関係にある他の事業者のうち市長が必要と認めるものに通知することができる。

(意見陳述の機会の付与)

**第33条** 市長は、前条第1項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者の意見を聴かなければならない。

(公表)

**第34条** 市長は、事業者が第12条第4項若しくは第30条第2項の規定による要求又は第13条、第29条若しくは第32条第1項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(意見陳述の機会の付与)

**第35条** 市長は、前条の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者の意見を聴かなければならない。

### 第3章 消費者被害の救済

(苦情の処理等)

**第36条** 市長は、消費者と事業者との間の取引に関して消費者から苦情の申出があつたときは、適切かつ迅速に当該苦情を解決するために必要な助言、あっせんその他の措置を講じるものとする。

2 市長は、前項の規定による措置を講じるため必要があると認めたときは、事業者その他の関係人に対し、必要な資料の提出、報告又は説明の要求その他必要な調査を行うことができる。

(あっせん又は調停)

**第37条** 市長は、前条第1項に規定する苦情を円滑に解決するため必要があると認めたときは、札幌市消費生活審議会のあっせん又は調停に付すことができる。

2 市長は、前項の規定によりあっせん又は調停に付したときは、その旨を苦情の申出を行った者及び当該申出に係る事業者に通知するものとする。

3 市長は、事業者が、正当な理由がなく、第1項に規定するあっせん又は調停の呼出しに応じないときは、当該事業者の氏名又は名称、苦情の内容その他の必要な事項を公表することができる。

(事件の周知)

**第38条** 市長は、同一又は同種の原因による被害の防止又は救済を図るため、必要があると認めるときは、前条第1項の規定によりあっせん又は調停に付した苦情の概要を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により苦情の概要を公表したときは、当該苦情に係るあっせん又は調停の経過及び結果を公表するものとする。

(消費者訴訟等の援助)

**第39条** 市長は、事業者の事業活動により消費生活上の被害を受けた消費者が事業者を相手に訴訟を提起する場合又は事業者に訴訟を提起された場合において、次に掲げる要件（事業者に訴訟を提起された場合にあっては、第1号に掲げる要件を除く。）を満たすときは、訴訟に係る経費の貸付けその他の訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

(1) 当該消費者の受けた被害と同一又は同種の原因に基づく被害が多数発生し、又は発生するおそれがあること。

(2) 当該消費者が当該貸付けを受けなければ、当該訴訟を提起し、又は応訴することが困難と認められること。

(3) 当該被害に係る苦情が第37条第1項の規定によるあっせん又は調停に付されたこと。

2 前項の規定により訴訟に係る経費の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、市長が指定する日までに貸付けを受けた資金の全額を返還しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めたときは、貸し付けた資金の返還期限若しくは返還方法を変更し、又はその返還の債務を減額し、若しくは免除することができる。
- 4 前各号に規定するもののほか、第1項に規定する訴訟活動に必要な援助に関し必要な事項は、規則で定める。

(札幌市行政手続条例の適用除外)

**第40条** この条例及びこの条例に基づく規則の規定に基づく訴訟に係る経費の貸付けに関する処分については、札幌市行政手続条例（平成7年条例第1号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

## 第4章 総合的施策の推進

### 第1節 消費者の意見の反映等

(消費者の意見の反映)

**第41条** 市長は、消費生活の安定及び向上に資するため、広く消費者の意見、要望等を把握し、消費者施策に適切に反映させるよう努めなければならない。

(市長への申出)

**第42条** 消費者は、この条例の定めに違反する事業者の事業活動により、広く消費生活に支障が生じるおそれがあるときは、市長に対し、適切な措置を講じるよう申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは必要な調査を行い、当該申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適切な措置を講じるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申出があったときは、その処理の経過及び結果を当該申出を行った者に通知するものとする。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による申出の内容並びにその処理の経過及び結果を公表するものとする。

(消費者の自主的行動の促進)

**第43条** 市長は、消費生活の安定及び向上を図るための消費者の自主的な組織活動が促進されるよう、必要な施策を講じるものとする。

(教育及び啓発活動の推進)

**第44条** 市長は、消費者が経済社会の変化に即応した健全かつ合理的な消費生活を営むため必要な知識等を生涯を通じて修得できるよう、学習の機会及び場の提供等消費者教育の充実を図るとともに、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の啓発活動を積極的に推進しなければならない。

### 第2節 環境・資源への配慮

(環境の保全及び資源・エネルギーの有効利用)

**第45条** 市長は、健全な消費生活を推進するため、環境の保全及び資源・エネルギーの有効利用に関する知識の普及、指導、情報の提供その他必要な措置を講じるものとする。

(消費者、事業者等の対応)

**第46条** 消費者は、消費生活において、資源・エネルギーの有効利用並びに不用品の再利用及び再生利用を積極的に行うよう努めなければならない。

2 事業者は、商品及びサービス等の生産又は供給に当たっては、省資源・省エネルギーに資する商品及びサービス等の開発又は販売に努めなければならない。

3 市長は、消費者の第1項の規定による活動について、協力するよう努めるものとする。

## 第5章 消費生活審議会

(設置)

**第47条** 市長の諮問に応じ、市民の消費生活の安定及び向上を図るための施策の基本的事項その他当該施策の実施に係る事項を調査審議するため、札幌市消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

**第48条** 審議会は、委員**12**人以内をもって組織する。ただし、特別の事項を調査審議し、又は第**37**条第1項の規定によるあっせん若しくは調停をするため市長が必要があると認めたときは、臨時の委員を置くことができる。

2 委員は、学識経験のある者、消費者、事業者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員（第1項ただし書の臨時の委員を除く。）の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 第**37**条第1項の規定により審議会の権限に属することとされた事項を調査審議するため、審議会に消費者苦情処理部会を置く。

6 前項の規定により消費者苦情処理部会の所掌に属することとされた事項については、消費者苦情処理部会の決定をもって審議会の決定とする。

7 第5項に定めるもののほか、特定の事項を調査審議するため必要があると認めたときは、審議会に専門部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 雜則

(適用除外)

**第49条** 第2章第1節の規定は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和**35**年法律第**145**号）第2条第1項に規定する医薬品及び同条第9項に規定する再生医療等製品については、適用しない。

2 第2章及び第3章の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

(1) 医師、歯科医師その他これに準ずる者により行われる診療行為及びこれに準ずる行為

(2) 法令により、又はこれに基づいて規制されている商品又はサービス等の価格一部改正〔平成**26**年条例**59**号〕

(委任)

**第50条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

1 この条例は、平成**20**年2月1日から施行する。

2 改正後の札幌市消費生活条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた事業者の行為について適用し、同日前に行われた事業者の行為については、なお従前の例による。

**附 則**（平成**25**年条例第**5**号） こ  
の条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成**26**年条例第**59**号）

この条例は、平成**26**年**11**月**25**日から施行する。

---

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月20日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。  
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

# 旭川市民の消費生活を守り高める条例

自治体

北海道 旭川市

見出し

第8編：民生

第1章：市民生活

第4節：消費生活

例規番号

昭和50年10月16日 条例第36号

制定日

昭和50年10月16日

統一条例コード

012041-16195432

分類

条例

例規集更新日

令和3年2月25日

収集日

令和3年7月20日

○旭川市民の消費生活を守り高める条例

昭和50年10月16日条例第36号

旭川市民の消費生活を守り高める条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 物価の安定（第6条—第13条）

第3章 消費者の安全確保（第14条—第20条）

第4章 消費者の利益擁護（第21条—第24条の3）

第4章の2 消費者の自立への支援（第24条の4—第24条の7）

## 第5章 消費者苦情の処理（第25条—第27条）

第5章の2 消費生活会議（第27条の2）

第6章 調査、勧告、公表等（第27条の3—第29条）

第7章 雜則（第30条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

**第1条** この条例は、消費者の利益の擁護及び増進に関し、市及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もつて市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

#### （基本理念）

**第2条** 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策（以下「消費者施策」という。）の総合的な推進は、市、事業者及び消費者の相互の信頼及び協力の下に、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- （1）消費生活を営む上で使用し、又は利用する商品及び役務（以下「商品及び役務」という。）について、基本的な需要が満たされること。
- （2）商品及び役務によつて生命、身体及び財産を侵害されないこと。
- （3）適正な取引環境の下で商品及び役務を自主的かつ合理的に選択できること。
- （4）消費生活において不当に受けた被害から適切かつ迅速に救済されること。
- （5）消費生活を営む上で必要な情報が適切かつ迅速に提供されること。
- （6）自立した消費生活を営むために必要な教育が受けられること。
- （7）健全な生活環境の下で消費生活を営むことができること。
- （8）消費者の意見が消費者施策及び事業者の事業活動に適切に反映されること。

#### （市の責務）

**第3条** 市は、前条に定める基本理念にのつとり、市民の参加と協力の下に、消費者施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、消費者施策の推進に当たつては、環境の保全に配慮して行うよう努めなければならない。

3 市は、消費者施策の推進に当たつて必要があると認めるときは、他の地方公共団体と提携して国、道に実効ある措置をとるよう要請しなければならない。

#### （事業者の責務）

**第4条** 事業者は、商品及び役務を提供するに当たつては、第2条に定める基本理念にのつとり、次に掲げる事項に努めなければならない。

- （1）消費者の安全を確保すること。
- （2）商品及び役務の品質の向上を図ること。
- （3）法令を遵守し、消費者との取引における公正を確保すること。
- （4）消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
- （5）消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

- (6) 自ら又は共同で消費者の苦情を処理する体制を整備し、苦情を適切かつ迅速に処理すること。
- (7) 環境の保全に配慮すること。
- (8) 市が実施する消費者施策に協力すること。

(消費者の役割)

- 第5条** 消費者は、消費生活の安定及び向上を図るため、自ら進んで、消費生活に関し、必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。
- 2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。
  - 3 消費者は、消費生活に関し、知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

## 第2章 物価の安定

(情報の収集及び公開)

- 第6条** 市長は、日常生活に不可欠な物資（以下「生活必需物資」という。）の生産、流通等の実態を把握するよう努めるとともに、価格、需給の動向等に関する情報を収集し、その結果を市民に公開しなければならない。
- 2 市長は、前項に定める価格、需給の動向等の情報収集について、事業者に必要な協力を求めることができる。

(価格調査員)

- 第7条** 市長は、前条第1項の価格等に関する調査を行わせるため、価格調査員を置くものとする。

(北海道価格の解消)

- 第8条** 市長は、北海道価格の実態を調査して、その要因を明らかにし、道内各地方公共団体とともに、国、道及び関係業界に対しその解消を要請するほか、必要な措置を講じなければならない。

(市民の意見を聴く会の開催)

- 第9条** 公益的事業者が、その料金を変更しようとするときは、事前に市長に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の通知を受けた場合、必要があると認めるときは、広く市民の意見を聴く会を事業者の協力を求めて開き、消費者の意見を反映させるよう努めなければならない。
  - 3 市長は、第1項の公益的事業者の範囲について定めるものとする。

(生活必需物資の確保)

- 第10条** 市長は、生活必需物資が著しく不足し、市民生活を脅かすおそれのあるときは、生活必需物資の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(重要物資の指定)

- 第11条** 市長は、市民生活の安定を図るため、特に円滑な流通を確保し、又は不適正な利得を排除する必要がある生活必需物資を重要物資として指定するものとする。

(調査)

- 第12条** 市長は、前条の規定により指定された物資（以下「指定物資」という。）が不足し、又は価格が著しく高騰した場合で、事業者が当該指定物資の円滑な流通を

妨げ、又は適正な利得を超える価格で販売する行為（以下「不適正な事業活動」という。）を行つていると認めるときは、その実態を調査しなければならない。

### 第13条 削除

#### 第3章 消費者の安全確保

（欠陥商品等の提供禁止）

**第14条** 事業者は、消費者の生命、身体及び財産に危害を及ぼし、又は消費者に著しく不利益を及ぼす商品及び役務（以下「欠陥商品等」という。）を提供してはならない。

（欠陥商品等であることが明らかになつたときの措置）

**第15条** 事業者は、商品及び役務が欠陥商品等であることが明らかになつたときは、直ちにその欠陥商品等の発表、販売停止、回収、製造及び加工等の方法の改善その他危害の防止、品質及び技術の向上、賠償等必要な措置を講じなければならない。

（欠陥商品等に対する市長の緊急措置）

**第16条** 市長は、商品及び役務が欠陥商品等であることが明白である場合において、消費者の生命、身体及び財産に対する危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、直ちに欠陥商品等の名称その他必要な事項を発表しなければならない。

（事故発生の届出）

**第17条** 消費者は、商品及び役務により事故があつた場合は、同一事故による被害が他の消費者に及ぶことを防止するため、その事実をすみやかに市長に届出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、同一事故による被害が他の消費者に及ぶことを防止するため必要な措置を講じなければならない。

（危害の防止）

**第18条** 市長は、商品及び役務について、その安全性に疑いの強いもので必要があると認めたときは、事業者に対して、その安全性の根拠となる資料等の提出を要請するとともに、その実態を調査しなければならない。

2 市長は、前項の商品及び役務について、必要があると認めたときは、その製造、輸入、販売及び使用に関して適切な措置をとるよう、すみやかに関係行政機関及び当該事業者に対して要請するものとする。

（試験又は検査の依頼等）

**第19条** 市長は、前条第1項の調査に関し必要があると認めるときは、国、道その他試験研究機関等に対して商品及び役務に関する試験又は検査を依頼するものとする。

2 市長は、消費者に対する危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、前項の試験又は検査により得た情報を、直ちに消費者に提供するものとする。

### 第20条 削除

#### 第4章 消費者の利益擁護

（表示の適正化等）

**第21条** 事業者は、消費者が商品及び役務の選択を誤ることがないよう、その品質、用途、内容、価格その他必要な事項を適正かつ分かりやすく表示しなければならない。

2 事業者は、法令で別の定めのあるもののほか、市長が定める商品及び役務について、品質、販売及び提供の単位又は価格、取扱方法その他市長が必要と認める事項を適正かつ分かりやすく表示しなければならない。

3 市長は、消費者が商品の選択をしやすくするため、別に定める店舗における指定商品について、単位価格を表示させるようしなければならない。

(計量の適正化)

**第22条** 事業者は、消費者に商品を提供するに当たつては、適正な計量を実施しなければならない。

(包装の適正化)

**第23条** 事業者は、その提供する商品について、消費者に内容を誇張し、廃棄物の量及び包装経費を増大させるなどの過大な包装をしないよう努めなければならない。

2 市長は、包装の適正化を図るため、事業者に対して適切な指導をしなければならない。

(広告の適正化)

**第23条の2** 事業者は、商品及び役務の広告を行うときは、虚偽又は誇大な表現その他消費者を誤認させるような表現を避け、商品及び役務に関する正確な情報を提供しなければならない。

(アフターサービス)

**第24条** 事業者は、商品及び役務について、提供後の保証、修理等のアフターサービスの内容が明示されているものについて、その徹底を図るよう努めなければならない。

(不当な取引行為の禁止)

**第24条の2** 事業者は、消費者との取引に関し、次に掲げる行為（以下「不当な取引行為」という。）を行つてはならない。

(1) 販売の意図を隠して消費者に接近し、又は商品及び役務の内容若しくは取引条件等に関して、重要な情報を故意に提供しないことにより、若しくは虚偽の情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(2) 消費者の取引に関する知識、判断力若しくは経験の不足に乘じ、消費者の自発的意思を待つことなく執ように説得し、又は消費者を不安に陥れて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(3) 消費者に一方的に不利益をもたらす不当な内容の契約を締結させること。

(4) 消費者又はその関係人に対し、欺き、又は威迫する等の不当な手段を用いて、契約（当該契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を強要すること。

(5) 契約に基づく債務の完全な履行を求める消費者からの正当な請求に対し、適切な処理をせず、履行を不当に拒否し、又は遅延させること。

(6) 消費者の正当な契約の申込みの撤回若しくは契約の解除等の申出を妨げ、又は契約の申込みの撤回若しくは契約の解除に基づく債務の履行を不当に拒否し、又は遅延させること。

2 市長は、不当な取引行為の基準を定めようとするときは、あらかじめ、旭川市消費生活会議の意見を聴くものとする。

(不当な取引行為に関する調査等)

**第24条の3** 市長は、不当な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、その実態を明らかにするために必要な調査を行いうものとする。

2 市長は、不当な取引行為による消費者に対する被害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、前項の調査により得た情報を消費者に提供するものとする。

#### 第4章の2 消費者の自立への支援

(情報の提供)

**第24条の4** 市は、消費者が自主的かつ合理的に行動できるよう、消費生活に関する情報を収集し、消費者に必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

(消費者教育等の推進)

**第24条の5** 市は、消費者が消費生活に関する必要な知識を修得するとともに判断力を養い、自主的かつ合理的に行動することができるよう、消費者に対する啓発活動及び消費者教育に係る施策の推進に努めるものとする。

(消費者の特性への配慮)

**第24条の6** 市は、消費者の自立の支援に当たつては、消費者の年齢その他の特性に配慮して行うものとする。

(消費者運動の促進)

**第24条の7** 市長は、消費生活の安定及び向上について消費者の自主的な組織活動が推進されるよう必要な施策を講じなければならない。

#### 第5章 消費者苦情の処理

(消費者苦情の処理)

**第25条** 市長は、商品及び役務について消費者から苦情又は相談があつたときは、助言、あつせん等により適切かつ迅速に処理しなければならない。

2 市長は、前項の苦情又は相談の処理のために必要があると認めるときは、当事者その他の関係者に対し、報告又は必要な資料の提出を求めることができる。

3 市長は、消費者からの苦情（以下「消費者苦情」という。）の処理の円滑化を図るために必要があると認めたときは、当該消費者苦情を旭川市消費生活会議のあつせん又は調停に付することができる。

4 市長は、消費者苦情の要因が他の消費者に被害を及ぼすおそれがあるときは、その要因、処理経過その他必要な情報を消費者に提供しなければならない。

(消費者訴訟の援助)

**第26条** 市長は、消費生活上の少額の被害を受けた消費者（以下「被害者」という。）が、事業者を相手にして行う訴訟（以下「消費者訴訟」という。）を自ら提起することが困難であり、かつ、同一の被害者が多数存在する場合で、被害者が消費者訴訟を提起することを決定したときは、被害者の権利を守り、その被害を救済

するとともに、事業者の社会的責任を追求するため必要な援助を行うことができる。

2 前項の援助は、被害者が行う他の被害者への呼びかけ、立証活動の協力、消費者訴訟に要する費用の貸付、その他訴訟活動に必要なものとする。

3 市長は、第1項の援助を行おうとするときは、あらかじめ、旭川市消費生活会議の意見を聴くものとする。

#### (訴訟費用等の貸付)

**第27条** 前条第2項に規定する消費者訴訟に要する費用の貸付金には利息を付さない。

2 費用の貸付を受けた者が、当該消費者訴訟の結果、訴訟に要した費用を得ることができなかつたとき、その他市長が償還させることが適当でないと認めるときは、その貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、費用の貸付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 第5章の2 消費生活会議

#### (消費生活会議)

**第27条の2** 市長は、消費者施策に市民の意見を反映させるとともに、消費者苦情の処理の円滑化を図るため、学識経験者、消費者及び事業者で構成する旭川市消費生活会議（以下「消費生活会議」という。）を置く。

2 消費生活会議は、次に掲げる事項を所掌する。

（1）市長の諮問に応じ、消費者施策の推進に関する重要事項について調査審議すること。

（2）市長から付託を受けた消費者苦情に係るあつせん又は調停（以下「あつせん等」という。）を行うこと。

（3）消費者施策の推進に関する事項について、市長に意見を述べること。

3 消費生活会議は、あつせん等を行うために必要があると認めるときは、当事者その他の関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

4 消費生活会議は、あつせん等を行わせるため、消費生活会議に消費者苦情処理部会（以下「苦情処理部会」という。）を置く。

5 あつせん等については、苦情処理部会の決定をもつて消費生活会議の決定とする。

6 消費生活会議は、必要があると認めるときは、苦情処理部会のほか、消費生活会議に部会を置くことができる。

### 第6章 調査、勧告、公表等

#### (立入調査等)

**第27条の3** 市長は、第12条及び第24条の3第1項の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に当該事業者の事務所、事業所その他事業に關係のある場所に立ち入らせ、書類その他物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 市長は、事業者又は関係者が前項の規定による報告、資料の提出又は立入調査を拒み、質問に対し回答しなかつたときは、当該事業者に対し、報告若しくは資料の提出、又は立入調査若しくは質問に応ずるよう、書面により再度求めるものとする。
- 3 前2項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び勧告)

**第28条** 市長は、第14条（欠陥商品等の提供禁止）、第15条（欠陥商品等であることが明らかになつたときの措置）又は第24条の2（不当な取引行為の禁止）第1項の規定に違反している事業者に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告しなければならない。

- 2 市長は、第12条（調査）の規定による調査又は同条に係る前条第1項若しくは第2項の規定による報告、資料の提出、立入調査又は質問の結果、不適正な事業活動が行われたと認めるときは、当該事業者に対し、その不適正な事業活動を是正するよう勧告しなければならない。

(公表)

**第29条** 市長は、事業者が第27条の2第3項の規定による出席若しくは資料の提出の要求を正当な理由がなく拒み、若しくは虚偽の資料を提出したとき、若しくは第27条の3第2項の規定による報告、資料の提出、立入調査若しくは質問に対する回答を正当な理由がなく拒み、虚偽の報告をし、虚偽の資料を提出し、若しくは虚偽の回答を行つたとき、又は前条の規定による勧告に従わなかつたときは、その経過及び事実を事業者の意見を付して公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、その旨を通知して、意見の聴取を行うものとする。ただし、当該事業者が正当な理由がなく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、消費生活会議の意見を聞くものとする。

**第7章 雜則**

(委任)

**第30条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この条例中第25条第3項及び第30条に係る部分については、公布の日から、その他の部分については、この条例公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日（昭和51年4月規則第5号で、同51年4月1日）からそれぞれ施行する。

**附 則** (平成17年3月24日条例第9号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定、第4章中第24条の次に2条を加える改正規定、第6章中第28条の前に1条を加える改正規

定、第**28**条第1項の改正規定、第**28**条第2項の改正規定及び第**29**条の改正規定は、同年7月1日から施行する。

---

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月18日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。  
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

# 釧路市消費生活条例

自治体

北海道 釧路市

見出し

第4類：行政一般

第6章：市民生活・交通安全

例規番号

平成17年10月11日 条例第154号

制定日

平成17年10月11日

統一条例コード

**012068-16115733**

分類

条例

例規集更新日

令和3年5月12日

収集日

令和3年7月18日

○釧路市消費生活条例

平成17年10月11日

釧路市条例第154号

目次

第1章 総則(第1条—第5条の2)

第2章 消費生活の安全確保等(第6条—第13条)

第3章 価格の安定対策(第14条—第16条)

第4章 消費者行政の推進(第17条—第21条)

第5章 消費生活センター(第22条—第22条の6)

第6章 行政指導等(第23条—第27条)

## 第7章 補則(第28条)

### 附則

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量、交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援 その他の基本理念を定め、市及び事業者の果たすべき責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者政策」という。)の推進を図り、もって市民の消費生活の安定及び向上に資することを目的とする。

##### (基本理念)

第2条 消費者政策の推進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの権利の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行わなければならない。

- (1) 消費者の生命、身体及び財産が侵されない権利
  - (2) 商品及び役務(以下「商品等」という。)について、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
  - (3) 消費者に対し、必要な情報が適切かつ迅速に提供される権利
  - (4) 消費者の意見が消費者政策に反映されるとともに、適切かつ迅速に、取引に関して生じた苦情の処理及び被害の救済がされる権利
  - (5) 消費者が自立して消費生活を営むために必要な教育を受ける権利
- 2 消費者の自立の支援に当たっては、事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展及び環境の保全に配慮して行われなければならない。

##### (市の基本的責務)

第3条 市は、広く市民の理解と協力を得て、消費者政策を実施するものとする。

##### (事業者の基本的責務等)

第4条 事業者は、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
  - (2) 消費者に対し、必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
  - (3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
  - (4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理すること。
  - (5) 市が実施する消費者政策に協力すること。
- 2 事業者は、その供給する商品等に関し、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。

**第5条** 消費者は、自ら進んでその消費生活に関し、必要な知識を習得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

**2** 消費者は、消費生活に関し、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。

**第5条の2** 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

## 第2章 消費生活の安全確保等

### (安全性の検査等)

**第6条** 市長は、消費者の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品等(以下「欠陥商品等」という。)及び安全性が社会的に確立されていない商品(以下「不安商品」という。)について、必要があると認めたときは、各種の情報収集又は関係機関の協力を得て検査を行い、消費者に正確な情報を提供するものとする。

### (危害の防止措置)

**第7条** 事業者は、欠陥商品等を供給しないよう努めるものとする。

**2** 事業者は、商品等が欠陥商品等であることが明らかになったときは、直ちに欠陥商品等の発表及び回収をするとともに、品質の改善、技術の向上その他危害防止のための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (内容、価格の表示等)

**第8条** 事業者は、消費者が商品等の選択を誤ることがないよう、商品等の内容について、適正かつ平易に説明し、又は表示するように努めるとともに、商品等の価格は適正に分りやすく、かつ、見やすい箇所に表示するよう努めるものとする。

### (適正な包装)

**第9条** 事業者は、供給する商品について、その内容を誇張し、又は必要以上の過大な包装をしないよう適正な包装(容器を含む。以下同じ。)に努めるものとする。

**2** 消費者は、適正な包装に関し、事業者に協力するものとする。

### (不当な取引方法の禁止)

**第10条** 事業者は、商品等の供給に際し、消費者の知識、能力又は経験の不足に乗じて消費者を取引に誘引し、又は消費者に取引を強制する等により、消費者にその供給する商品等の選択を誤らせるような取引方法を用いてはならない。

**2** 法令に定めるもののほか、不当な取引方法は、次に掲げる行為とし、その内容は規則で定める。

- (1)** 消費者を欺き不适当に勧誘する行為
- (2)** 消費者の意に反して不适当に勧誘する行為
- (3)** 不当な内容の契約を締結させる行為
- (4)** 不适当に債務を履行させる行為
- (5)** 不适当に義務を怠る行為
- (6)** 解除権の行使を不适当に妨げる行為

### (計量の適正化)

**第11条** 事業者は、商品等の供給に当たり、消費者が不利益を被ることのないよう適正な計量の実施に努めなければならない。

**2** 市長は、消費者と事業者との取引に際し、適正な計量の実施が確保されるよう必要な施策を講ずるものとする。

### (広告の適正化)

**第12条** 事業者は、商品等について、虚偽又は誇大な表現を用いるなど消費者にその選択を誤らせるような広告をしてはならない。

### (訴訟援助)

**第13条** 市長は、消費者が事業者を相手にして行う訴訟(以下「消費者訴訟」という。)について、次に掲げる要件に該当するときは、消費者訴訟に要する費用の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

**(1)** 多数の消費者が、消費生活上同一かつ少額の被害を被っていること。

**(2)** 消費者が、自ら事業者を相手に訴訟を提起することが困難なこと。

**(3)** 第21条に規定する釧路市消費生活審議会のあっせん、調停等を経ていること。

**2** 前項に規定する訴訟の援助に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第3章 値格の安定対策

### (価格情報の収集及び提供)

**第14条** 市長は、消費者の日常生活に不可欠な物資(以下「生活必需物資」という。)及び役務のうち必要があると認めるものについて、その価格、需給動向等に関する情報を収集し、必要に応じてこれを消費者に提供するものとする。

### (適正な販売活動の促進)

**第15条** 事業者は、生活必需物資の安定供給と価格の安定のため、円滑な流通と標準的価格の維持等適正な販売活動の促進に努めなければならない。

**2** 事業者は、市長が指定する生活必需物資(以下「指定物資」という。)について、円滑な流通を不当に妨げ、又は標準的な利得を著しく超える販売活動をしてはならない。

**3** 消費者は、生活必需物資の安定供給と価格の安定に協力するため、必要以上の買いだめ、その他事業者の適正な販売活動を妨げる行為をしてはならない。

### (生活必需物資の確保)

**第16条** 市長は、生活必需物資の供給量が不足し、若しくは価格が著しく高騰し、又はこれらのおそれがあると認められるときは、生活必需物資を取り扱う事業者に対する当該生活必需物資の供給要請その他必要な措置を講ずるものとする。

**2** 事業者は、前項の供給要請等があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

## 第4章 消費者行政の推進

### (消費者の啓発及び教育)

**第17条** 市長は、消費者が健全な消費生活を営むことができるよう消費者に対する商品等及び生活設計に関する知識の普及、情報の提供並びに啓発活動を推進するとともに、消費生活に関する教育の充実等の施策を講ずるものとする。

(消費者の組織化)

**第18条** 市長は、消費者がその消費生活の安定を図るため相互に連係し、健全かつ自立的な組織活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(苦情の処理)

**第19条** 市長は、市民の消費生活に関する相談を受けたときは迅速に処理し、又はあっせん、調停等に努めるとともに、相談に応ずる体制の整備に努めるものとする。

**2 事業者は**、消費者からの苦情を適切かつ迅速に処理するために、必要な体制の整備に努めるものとする。

(消費者の意見の反映)

**第20条** 市長は、消費者政策の推進に当たっては、広く消費者の意見、要望等を把握し、その施策に反映させるよう努めるものとする。

(情報の提供)

**第20条の2** 市長は、第6条及び第14条に定めるもののほか、消費者が安全で安心な消費生活を営むために必要な情報を収集し、適切かつ迅速に提供するよう努めるものとする。

(消費生活審議会)

**第21条** 消費者政策を推進するため、市長の附属機関として、釧路市消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

**2 審議会は**、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 生活必需物資の価格等の安定及び流通の円滑化に関し意見を述べること。

(2) 市長が行う苦情処理を円滑にするため、あっせん、調停等を行うこと。

(3) この条例に基づく市長の指導、勧告及び公表に関し意見を述べること。

(4) 訴訟援助等に関し意見を述べること。

(5) その他消費者政策における重要事項に関すること。

**3 審議会は**、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 消費者を代表する者

(3) 事業者を代表する者

**4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない**。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。**

**第5章 消費生活センター**

(名称及び住所等の規則で定める事項)

**第22条** 市長は、消費者政策の推進及びその実効を確保するため、消費生活センターを設置するものとし、次に掲げる事項については、規則で定める。

(1) 消費生活センターの名称及び住所

(2) 消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間

(消費生活センター所長及び職員)

**第22条の2** 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター所長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(試験に合格した消費生活相談員の配置)

**第22条の3** 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び待遇の確保)

**第22条の4** 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び待遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

**第22条の5** 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

**第22条の6** 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

## 第6章 行政指導等

(調査又は指導)

**第23条** 市長は、事業者が次の各号のいずれかの規定に違反する事業活動(以下「不適正な事業活動」という。)の疑いがあると認めるときは、その実態を調査し、又は改善を指導することができる。

(1) 第7条の危害の防止措置に関する規定

(2) 第8条の内容、価格の表示等に関する規定

(3) 第9条の適正な包装に関する規定

(4) 第10条の不当な取引方法の禁止に関する規定

(5) 第12条の広告の適正化に関する規定

(6) 第15条第2項の販売活動に関する規定

### (実地調査等)

**第24条** 市長は、事業者が前条第6号の規定に係わる不適正な事業活動を行っている疑いがあると認める場合は、調査のために必要な限度において、当該事業者の協力を得て、当該不適正な事業活動に係る指定物資に関する関係資料の提出を求め、又は職員をしてその事務所、営業所等において当該指定物資に関し、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問されること(以下「実地調査」という。)ができる。

**2** 市長は、事業者が前項の規定による資料の提出又は実地調査を拒んだときは、その理由を書面により提出させ、又は協力要請の理由を付した書面により再度実地調査について、協力を求めなければならない。

### (勧告及び公表)

**第25条** 市長は、事業者が第23条第1号から第5号までの規定に係る不適正な事業活動に対する指導に従わないとき若しくは前条第2項の協力を求められた事業者が正当な理由なく協力しないとき又は不適正な事業活動が行われたと認めるときは、当該事業者に対して不適正な事業活動を是正するよう勧告しなければならない。

**2** 市長は、前項の規定による勧告を受けた事業者(第23条第2号、第3号及び第5号の規定に係る不適正な事業活動に対し、勧告を受けた場合を除く。)がその勧告に従わなかつたときは、その経過及び事実について審議会の意見を聴いて関係行政機関の長に対し公表の手続をとり、又は公表することができる。

### (関係行政機関等への要請)

**第26条** 市長は、必要があると認めるときは、欠陥商品等及び不安商品について速やかに適切な措置を講ずるよう関係行政機関の長又は関係業界に要請するものとする。

**2** 市長は、前条の勧告及び公表を受けた事業者が、なおその是正を拒んだときは、関係行政機関の長又は関係業界に対し、公表等必要な措置をとるよう要請するものとする。

### (他の地方公共団体との協力)

**第27条** 市長は、消費者の利益の擁護及び増進に関すること又は不適正な事業活動を行っていると認められる事業者の事務所等の所在地が、本市の区域外にあること等他の地方公共団体の長又は関係行政機関の長の協力が必要であると認めるときは、必要に応じてその状況を通知し、情報の提供又は調査の実施の依頼等の協力を要請するものとする。

**2** 市長は、他の地方公共団体の長又は関係行政機関の長から協力を求められたときは、その要請に応じなければならない。

## 第7章 補則

### (委任)

**第28条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

### (施行期日)

**1** この条例は、平成**17年10月11日**から施行する。

**(経過措置)**

**2** この条例の施行の日の前日までに、合併前の釧路市消費生活を守る条例(昭和**50年**釧路市条例第**48号**)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則(平成**19年3月22日**条例第**12号**)**

**(施行期日)**

**1** この条例は、平成**19年4月1日**から施行する。

**(委員の委嘱及び任期の特例)**

**2** この条例の施行の際、現に改正前の第**21条第3項**の規定により釧路市消費者保護会議の委員に委嘱されている者は、改正後の第**21条第3項**の規定により釧路市消費生活審議会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第**4項**の規定にかかわらず、平成**20年1月11日**までとする。

**附 則(平成**28年3月18日**条例第**7号**)**

この条例は、平成**28年4月1日**から施行する。

---

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月18日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。  
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

# 江別市市民消費生活安定条例

自治体

北海道 江別市

見出し

第8類：経済・農業委員会

第1章：商工・観光

例規番号

昭和50年10月1日 条例第14号

制定日

昭和50年10月1日

統一条例コード

**012173-05791633**

分類

条例

例規集更新日

令和2年12月25日

収集日

令和3年7月18日

○江別市市民消費生活安定条例

昭和50年10月1日条例第14号

江別市市民消費生活安定条例

(目的)

**第1条** この条例は、日常生活における消費者の利益の擁護及び増進を図るため、市長、事業者及び消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、その施策の基本的な事項を定め、市民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

(市長の責務)

**第2条** 市長は、経済的又は社会的状況に応じた消費者の保護に関する施策を策定し、これを実施するように努めなければならない。

2 市長は、この条例による施策の実施について、市民の協力を得るように努めるものとする。

(事業者の責務)

**第3条** 事業者は、その供給する商品及びサービスについて、危害の防止、適正な計量及び表示の実施等必要な措置を講ずるとともに市長が実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、常にその供給する商品及びサービスについて、品質、その他内容の向上及び消費者からの苦情の適切な処理に努めなければならない。

(消費者の役割)

**第4条** 消費者は、消費生活の安定及び向上のために、経済社会の発展に即応して、自らすすんで消費生活に関する必要な知識を習得し、相互の連携及び組織化を図ることにより、自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

(消費生活の啓発)

**第5条** 市長は、市民の消費生活の安定を図るため、必要な知識の普及等啓発活動を推進し、消費生活に関する施策を充実するよう努めなければならない。

(情報の収集及び提供)

**第6条** 市長は、必要に応じ、関係機関等の協力を得て市民生活に直接影響のある物資（以下「生活関連物資」という。）の需給及び価格の動向、商品の安全性等必要な情報の収集に努め、市民に提供するものとする。

2 前項の生活関連物資は、市長が別に指定する。

(苦情処理のあっせん等)

**第7条** 市長は、事業者と消費者との間の取引きに関して生じた苦情の処理のあっせん等に努めるとともに、市民の消費生活に関する相談に応ずる体制の整備を図るものとする。

(危害防止等)

**第8条** 市長は、前条の規定による苦情処理のあっせん等に当たって、又は商品の安全性を確保するため必要があると認められるときは、関係行政機関等の協力を得て試験、又は調査を行うものとする。

2 市長は、前項の試験、又は調査の結果、安全性に疑いのある商品について必要があると認めたときは、速やかに関係行政機関の長及び当該事業者に対し適切な措置を講ずるように要請するとともに、各種の情報を収集し市民に提供するものとする。

(調査)

**第9条** 市長は、生活関連物資の需給及び価格の動向等について必要があると認められるときは、事業者等の協力を得てその実態を調査することができる。

(指導及び要請等)

**第10条** 市長は、前条の調査に基づき適正な措置を講じていない事業者があると認められるときは、当該事業者に対し必要な措置を講ずるように指導することができる。

2 市長は、前項に規定する指導を行った後、事業者がなお適正な措置を講じないときは、その権限を有する関係行政機関の長に対し、必要な措置をとるよう要請するものとする。

(生活物資調査員)

**第11条** 市長は、第9条に規定する調査等に関する職務を行わせるために生活物資調査員を置くものとする。

2 生活物資調査員に関し必要な事項は、別に定める。

(消費生活モニター)

**第12条** 市長は、消費生活に関する情報及び意見の提供を行わせるため消費生活モニターを置くものとする。

2 消費生活モニターに関し必要な事項は、別に定める。

(他の地方公共団体等との協力)

**第13条** 市長は、第8条、第9条及び**第10条**に関して必要があるときは、他の地方公共団体の長、又は関係行政機関の長に対し、協力を要請するものとする。

2 市長は、他の地方公共団体の長、又は関係行政機関の長から情報の提供及び市域内の事業者等に対する指導の要請があった場合には、速やかにその要請に応ずるものとする。

(消費者組織の育成)

**第14条** 市長は、市民による、消費生活の安定及び向上を確保するための自主的な消費者組織の育成及びその活動の強化に努めなければならない。

(委任)

**第15条** この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して3か月を超えない範囲において、規則で定める日から施行する。（昭和**50年12月規則第39号**で、同**50年12月31日**から施行）

**附 則**（昭和**60年7月17日条例第18号抄**）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

---

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月18日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。  
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

# 根室市消費生活安定条例

自治体

北海道 根室市

見出し

第8類：厚生

第7章：消費生活

例規番号

昭和58年3月25日 条例第5号

制定日

昭和58年3月25日

統一条例コード

**012238-25521599**

分類

条例

例規集更新日

平成31年4月30日

収集日

令和3年7月18日

○根室市消費生活安定条例

昭和58年3月25日条例第5号

根室市消費生活安定条例

(目的)

**第1条** この条例は、日常生活における消費者の利益の擁護及び増進を図るため、市長、事業者及び消費者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その基本的施策を定めその施策の推進を図りもつて市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(市長の責務)

**第2条** 市長は、前条の目的達成のため広く市民の理解と協力を得て、総合的な施策を推進し、消費生活の安全確保と価格の安定に努めるものとする。

(事業者の責務)

**第3条** 事業者は、消費生活に供給する商品及びサービス（以下「商品等」という。）について、消費者の安全と利益を確保するために必要な措置を講ずるとともに、市長が実施する施策に協力するものとする。

(消費者の責務)

**第4条** 消費者は、消費生活の安定及び向上を図るため消費生活に必要な知識を修得するとともに、自主的かつ合理的に行動するよう努めるものとする。

(苦情の処理)

**第5条** 市長は、消費者からの商品等に対する苦情相談を速やかに処理するよう努めなければならない。

2 事業者は、消費者からの苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

(商品等の検査)

**第6条** 市長は、前条第1項の規定による苦情処理にあたつて、必要があると認めたときは、関係行政機関等の協力を求め、その苦情にかかわる商品等の検査を行うことができる。

(危害の防止)

**第7条** 市長は、事業者が供給する商品等のうち、その安全に疑いある商品について必要があると認めたときは、速やかに関係行政機関の協力を得て検査を行うとともに、各種の情報を収集し、市民に提供するものとする。

2 市長は、前項の商品について必要があると認めたときは、その製造、輸入、販売及び使用に関して適切な措置をとるよう、速やかに関係行政機関の長及び当該事業者に対して要請するものとする。

(表示の適正化)

**第8条** 事業者は、商品等の内容、価格及び宣伝等について適正な表示をするように努めるものとする。

(計量の適正化)

**第9条** 事業者は、消費者に商品を提供する場合、消費者の不利益となるような計量を行つてはならない。

(包装の適正化)

**第10条** 事業者は、消費に供給する商品等について、その内容を誇張又は必要以上過大若しくは過剰な包装をしないよう適正な包装に努めるものとする。

(情報の収集及び調査)

**第11条** 市長は、必要に応じて市民の日常の消費生活に関連性の高い商品等（以下「生活関連物資」という。）の需給状況及び価格の動向に関する情報を収集する。

2 市長は、前項の情報収集の結果、必要があると認めたときは、事業者の協力を得て、その実態を調査することができる。

3 生活関連物資については、市長がそのつど定める。

(指導及び要請)

**第12条** 市長は、前条第2項の調査に基づき生活関連物資の円滑な流通を妨げ、又は不適正な価格で販売する等の行為を行つてゐる事業者があると認められるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定によつて指導を行つた後、なお当該事業者が適正な措置を講じないときは、関連行政機関に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(消費生活モニター)

**第13条** 市長は、消費生活に関する情報及び意見の提供を行わせるため、消費生活モニターを置くことができる。

2 消費生活モニターに関し必要な事項は別に定める。

(審議会)

**第14条** 消費者行政を推進するため、根室市消費生活安定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員15名以内をもつて組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 消費者代表
- (3) 事業者代表

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(消費者活動の育成)

**第15条** 市長は、市民の消費生活の安定と向上を確保するため、自主的な消費者組織の育成及びその活動の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(他の地方公共団体等の協力)

**第16条** 市長は、第7条及び第11条の規定に関し、必要があると認めたときは、他の地方公共団体の長又は関係行政機関に対して協力要請するものとする。

2 市長は、他の地方公共団体の長又は関係行政機関から情報の提供及び本市の地域内事業者に対する指導の要請があつた場合には、その要請に応ずるものとする。

(委任規定)

**第17条** この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

注意

本データは令和3年7月20日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。  
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

# 土別市消費生活条例

自治体

北海道 士別市

見出し

第8編：厚生  
第4章：衛生

第2節：環境衛生

例規番号

平成17年9月1日 条例第147号

制定日

平成17年9月1日

統一条例コード

**012203-51802308**

分類

条例

例規集更新日

令和3年3月31日

収集日

令和3年7月20日

○土別市消費生活条例

平成17年9月1日

条例第147号

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 消費者の保護

第1節 安全な商品などの確保(第6条—第8条)

第2節 規格、表示等の適正化(第9条—第11条)

第3節 生活関連商品などの安定的な供給の確保(第12条—第15条)

#### **第4節 消費者被害の救済(第16条—第18条)**

**第3章 消費者の主体的活動への支援(第19条—第24条)**

**第4章 環境及び資源への配慮(第25条)**

**第5章 雜則(第26条)**

附則

### **第1章 総則**

#### **(目的)**

**第1条** この条例は、消費者の利益の擁護及び増進に資するため、市、事業者及び消費者が互いに協力するなかで、地域での市民の消費生活に関し各々の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策について定めることにより、市民の消費生活の安定と向上を図ることを目的とする。

#### **(基本理念)**

**第2条** 前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を消費者の権利として確立することを基本とする。

- (1)** 商品又はサービス(以下「商品など」という。)により、生命、身体又は財産が侵されないこと。
- (2)** 商品などについて、適正な表示等に基づいて選択すること。
- (3)** 商品などの取引について、不当な取引方法から保護され、及び不当な条件を強制されないこと。
- (4)** 商品などにより、不当に受けた被害から公正かつ速やかに救済されること。
- (5)** 消費生活を営むために必要な情報の提供を速やかに受けること。
- (6)** 消費生活において、必要な知識及び判断力を習得し、主体的に行動するために消費者教育を受けること。
- (7)** 消費者の意見が市の施策及び事業者の事業活動に適切に反映されること。

#### **(市の責務)**

**第3条** 市は、市民の安全で快適な消費生活の実現を図るため、経済社会の進展に対応した総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

**2** 市は、市民の消費生活に関する施策の策定に当たっては消費者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、施策の実施について市民の協力を得るよう努めるものとする。

**3** 市は、消費生活に関する施策を実施するにあたり、必要があるときは、国又は他の地方公共団体に対して、協力を求めるものとする。

**4** 市は、国又は他の地方公共団体が実施する消費生活に関する施策について、協力を求められたときは、これに応ずるものとする。

#### **(事業者の責務)**

**第4条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、市が実施する消費生活に関する施策に協力するとともに消費者の意見の反映に努め、安全な商品などを適正に供給する責務を有する。

## (消費者の役割)

**第5条** 消費者は、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすため、自ら進んで消費生活に関する知識を深め、主体的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

## 第2章 消費者の保護

### 第1節 安全な商品などの確保

#### (危険な商品などの供給の禁止等)

**第6条** 事業者は、消費者の生命、身体及び財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある商品などを消費者に供給してはならない。

**2** 事業者は、その商品などが消費者の生命、身体及び財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることが明らかになったときは、当該商品などの供給の中止、当該商品の回収その他の危害の発生又は拡大を阻止するために必要な措置をとらなければならない。

#### (危害に関する調査及び情報提供等)

**第7条** 市長は、商品などが消費者の生命、身体及び財産に危害を及ぼす疑いがあると認めるときは、当該商品などについて、必要な調査を行うものとする。

**2** 市長は、前項の調査のみによっては同項の疑いを解消することが困難であると認めるときは、当該商品などを供給する事業者に対して、法令に特別の定めがある場合を除き、資料の提出その他の方法により、当該商品などが当該危害に関して安全であることを立証するよう求めることができる。

**3** 市長は、第1項の調査又は前項の規定による立証の結果、消費者の生命、身体及び財産の安全を確保するために必要があると認めるときは、当該調査若しくは立証の経過又は結果に関する情報を消費者に提供するものとする。

#### (危険な商品などの公表等)

**第8条** 市長は、商品などが消費者の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、当該危害の発生又は拡大を防止するために緊急の必要があると認めるときは、直ちに、当該商品などの名称、これを供給する事業者の住所及び氏名又は名称その他必要な事項を公表するものとする。

**2** 前項の規定による公表があったときは、当該事業者は、直ちに商品などの供給の中止、当該商品の回収その他の危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置をとらなければならない。

### 第2節 規格、表示等の適正化

#### (規格の適正化)

**第9条** 事業者は、規格を定めることにより市民の消費生活の安定及び向上に資すると認められる商品及びサービスについて、適正な規格を定めるよう努めなければならない。

#### (表示の適正化)

**第10条** 事業者は、供給する商品などについて、消費者がその購入若しくは使用又は利用に際し、商品の品質又はサービスの内容を容易に識別でき、かつ、適正に購入し、若しくは使用し、又は利用できるよう、品質、機能、価格、量目その他の必要な事項を正しく表示するよう努めなければならない。

(容器及び包装の適正化)

**第11条** 事業者は、その供給する商品の包装(容器を含む。以下同じ。)について、過大又は過剰な包装を行わないよう努めなければならない。

**2** 事業者は、資源の節約に資する商品の包装に努めるとともに、包装が不要となつたときは、適正に再利用されるよう努めなければならない。

**3** 事業者は、消費者に危害が及ぶことがないようにするために、包装の安全性の確保に努めなければならない。

**第3節 生活関連商品などの安定的な供給の確保**

(生活関連商品等の調査等)

**第12条** 市長は、日常生活と関連性の高い商品など又はこれらの原材料その他のもの(以下「生活関連商品等」という。)のうち必要と認めるものについて、価格の動向、需給及び流通の状況その他必要な事項の調査を行うものとする。

**2** 市長は、市民の消費生活の安定を図るため、生活関連商品等の円滑な供給を確保する必要があると認めるときは、事業者に対して、当該生活関連商品等の供給その他必要な措置をとるよう要請することができる。

(特定商品等の指定)

**第13条** 市長は、生活関連商品等が不足し、又は不足するおそれがある場合、その価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合その他消費者に著しく不利益となるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、当該生活関連商品等を特別の調査をする生活関連商品等(以下「特定商品等」という。)として指定することができる。

**2** 市長は、前項の規定により特定商品等を指定したときは、これを告示するものとする。指定を解除したときも、また、同様とする。

(特定商品等の調査)

**第14条** 市長は、前条第1項の規定により特定商品等を指定したときは、その不足又は価格の上昇の状況又は要因その他必要な事項について、調査を行うものとする。

(生活関連商品等に関する情報提供)

**第15条** 市長は、生活関連商品等の円滑な供給若しくは価格の安定又は消費者の商品などの適切な選択を確保するために必要があると認めるときは、第12条第1項又は前条の調査により得た情報を消費者に提供するものとする。

**第4節 消費者被害の救済**

(苦情処理体制の整備)

**第16条** 事業者は、消費者との間の取引に関して生じた苦情の申出を適切かつ速やかに処理するため、苦情の処理体制の整備に努めるものとする。

**2** 市長は、消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するため特に必要があると認めたときは、市、事業者団体、消費者団体及び有識者で組織する連絡協議会を設置することができる。

(助言その他の措置等)

**第17条** 市長は、消費者から商品等について苦情の申出があったときは、その解決のために必要な助言、指導その他の措置を講ずるものとする。

**2** 市長は、前項の措置を講ずるため必要があると認めるときは、当該事業者その他の関係者に対し、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(消費生活相談員)

**第18条** 市長は、前条に規定する業務その他の消費者行政に関する必要な業務を行うため、士別市消費生活相談員を置く。

**第3章 消費者の主体的活動への支援**

(学習条件の整備及び消費者教育の推進等)

**第19条** 市は、消費者の消費生活に関連する自発的な学習等を支援するため、必要な条件の整備に努めるものとする。

**2** 市は、消費者が主体的かつ合理的な消費生活を営むために必要な教育の推進及び知識の普及に努めるものとする。

(情報の提供等)

**第20条** 市長は、消費者が経済社会の変化に対応した消費生活を営むために必要な情報の収集、整理及び消費者への速やかな提供に努めるものとする。

(消費者の組織化の促進)

**第21条** 市長は、市民がその消費生活の安定及び向上を図るための自主的な組織活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(消費者の意見の反映)

**第22条** 市長は、市民の安全で快適な消費生活の実現に資するため、広く消費者の意見、要望等を把握し、市の消費生活に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(消費者と事業者の交流の機会の確保)

**第23条** 市長は、消費者の意見が事業者の事業活動に反映されるよう消費者と事業者との対話その他交流の機会の確保に努めるものとする。

(市長への申出)

**第24条** 市民は、消費生活上の支障の発生又は拡大を防止するため、市長がこの条例に定める措置をとる必要があると認めるときは、市長に対して、その旨を申し出ることができる。

**2** 市長は、前項の規定による申出に係る支障が広く市民の消費生活に影響を与えるものであると認めるときは、適切な措置をとるものとする。

#### 第4章 環境及び資源への配慮

##### (環境及び資源への配慮)

**第25条** 事業者は、省資源及び省エネルギーを目指した商品など並びに環境に悪影響を与えるおそれの少ない商品などの供給に努めるものとする。

**2** 消費者は、商品を選択し使用するときは、環境への配慮をするとともに、その他資源及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

**3** 事業者及び消費者は、互いに協力して、廃棄物の減量及び環境に悪影響を与える物資の排出の抑制並びにそれらの適正処理に努めるものとする。

**4** 市長は、健全な消費生活を推進するため、環境の保全並びに資源及びエネルギーの有効利用に関し、知識の普及、情報の提供その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### 第5章 雜則

##### (委任)

**第26条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

##### 附 則

##### (施行期日)

**1** この条例は、平成17年9月1日から施行する。

##### (経過措置)

**2** この条例の施行の日の前日までに、合併前の土別市消費生活条例(平成12年土別市条例第24号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

注意

本データは令和3年7月18日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。  
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

# 室蘭市消費生活条例

自治体

北海道 室蘭市

見出し

第9類：産業  
第1章：商工

例規番号

平成24年9月28日 条例第22号

制定日

平成24年9月28日

統一条例コード

**012050-12043275**

分類

条例

例規集更新日

令和3年4月5日

収集日

令和3年7月18日

○室蘭市消費生活条例

平成24年9月28日

条例第22号

室蘭市民のくらしをまもる条例(昭和51年条例第25号)の全部を改正する。

目次

**第1章 総則(第1条—第6条)**

**第2章 物価の安定(第7条—第9条)**

**第3章 消費者の安全確保(第10条・第11条)**

**第4章 消費者の利益擁護(第12条—第17条)**

**第5章 消費者の自立支援(第18条—第20条)**

**第6章 消費者の苦情処理等(第21条—第23条)**

**第7章 消費生活審議会(第24条)**

**第8章 行政指導等(第25条—第29条)**

**第9章 雜則(第30条)**

## 附則

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重、その自立の支援その他的基本理念を定め、市及び事業者の責務並びに消費者等の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費生活に関する総合的な施策(以下「消費者施策」という。)の推進を図り、市民の消費生活の安定と向上を図ることを目的とする。

#### (基本理念)

**第2条** 消費者施策の推進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの権利の擁護及び増進のために自主的かつ合理的に行動することができるよう、消費者の自立を支援することを基本として行わなければならない。

**(1) 消費者が商品及びサービス(以下「商品等」という。)についての選択の機会が確保される権利**

**(2) 消費者が商品等によって生命、身体又は財産を侵されない権利**

**(3) 消費者に対し、商品等の必要な情報が適切かつ迅速に提供される権利**

**(4) 消費者の意見が消費者施策に反映される権利**

**(5) 消費者が取引に関して不当に受けた被害の処理及び救済が適切かつ迅速にされる権利**

**(6) 消費者が自立して消費生活を営むために必要な教育を受ける権利**

**2 消費者の自立の支援に当たっては、事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。**

**3 消費者施策の推進は、高度情報通信社会及び高齢化社会の進展並びに環境の保全に配慮して行われなければならない。**

#### (市の責務)

**第3条** 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、市民の参加と協力の下に、経済社会の進展に即応した消費者施策を策定し、及び実施しなければならない。

#### (事業者の責務)

**第4条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、消費者施策に協力するとともに、次に掲げる責務を有する。

**(1) 消費者の安全を確保すること。**

**(2) 法令を遵守し、消費者との取引における公正を確保すること。**

(3) 消費者に対し、供給し、又は提供する商品等の質の向上を図るとともに、必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

(4) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験、財産及び年齢の状況等に配慮すること。

(5) 消費者からの苦情を適切かつ迅速に処理すること。

(6) 提供する商品等に関し、環境の保全に配慮すること。

#### (消費者の役割)

**第5条** 消費者は、自ら進んで消費生活に関し必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。

3 消費者は、消費生活に関し、知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

#### (消費者団体の役割)

**第6条** 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るために健全かつ自主的な活動に努めるものとする。 第2章 物価の安定

#### (価格情報等の収集及び提供)

**第7条** 市長は、市民の日常の消費生活に必要不可欠な商品(以下「生活必需品」という。)が著しく不足し、若しくはその価格が著しく高騰し、又はこれらのおそれがあると認める場合には、当該生活必需品について、価格の動向等に関する調査を行うものとし、その調査結果を市民に提供するものとする。

#### (生活必需品の確保)

**第8条** 市長は、生活必需品が前条に規定する場合に該当するときは、当該生活必需品を取り扱う事業者に対し、その供給の確保の要請その他必要な措置を講ずるものとする。

#### (事業者の協力)

**第9条** 事業者は、前条の規定による要請等があったときは、当該生活必需品の供給の確保に努めるとともに、当該生活必需品の流通が円滑に行われ、かつ、価格が安定するよう協力するよう努めるものとする。

### 第3章 消費者の安全確保

#### (危険商品等の提供禁止)

**第10条** 事業者は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品等(以下「危険商品等」という。)を提供してはならない。

2 市長は、商品等が危険商品等である疑いがあると認めるときは、当該危険商品等について必要な調査を行うものとする。

#### (危険商品等であることが明らかになったときの措置)

**第11条** 事業者は、商品等が危険商品等であることが明らかになった場合には、直ちに当該危険商品等の発表、回収又は停止、質の改善その他危害の防止に関する必要な措置を講じなければならない。

**2** 市長は、前項の場合において事業者が必要な措置を講じないとき、又は消費者の生命、身体若しくは財産に対する危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、直ちに当該危険商品等の名称その他必要な事項を発表するものとする。

#### 第4章 消費者の利益擁護

##### (表示、広告等の適正化)

**第12条** 事業者は、消費者が商品等の選択を誤ることがないよう商品等の内容、価格等を適正かつ分かりやすく表示するとともに、見やすい箇所に表示するように努めなければならない。

**2** 事業者は、商品等の提供において、消費者に誤解を生じさせるような広告又は宣伝を行ってはならない。

##### (計量の適正化)

**第13条** 市長は、消費者と事業者との間の取引に際して適正な計量が確保されるよう、必要な施策を実施するものとする。

**2** 事業者は、商品等の提供において、消費者の不利益となるような計量を行ってはならない。

**3** 事業者は、第1項の規定に基づき市長が実施する施策に協力しなければならない。

##### (適正な包装)

**第14条** 事業者は、商品の提供において、内容を誇張し、廃棄物の量及び包装経費を増大させるなどの必要以上の過大な包装をしないよう適正な包装に努めるものとする。

**2** 消費者は、商品の包装について、適正な包装に協力するよう努めるものとする。

##### (商品等の保証等)

**第15条** 事業者は、保証、修理等の内容が明示されている商品等については、その徹底を図るよう努めなければならない。

##### (不当な取引行為の禁止)

**第16条** 事業者は、消費者との取引に関して、次に掲げる行為であつて規則で定めるもの(以下「不当な取引行為」という。)を行ってはならない。

**(1)** 販売の意図を隠して消費者に接近し、又は商品等の内容、取引条件等に関して重要な情報を故意に提供せず、若しくは誤解を招くおそれのある情報を提供することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

**(2)** 消費者の取引に関する知識、判断力又は経験の不足に乘じ、消費者の自発的意志を待つことなく執るように説得し、又は消費者を不安な状態に陥らせることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

**(3)** 消費者に不当な不利益をもたらす内容の契約を締結させること。

(4) 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて、当該消費者又はその関係人に契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を強要すること。

(5) 契約に基づく債務の完全な履行を求める消費者からの正当な請求に対し、適切な処理をせず、債務の履行を不当に拒否し、又は遅延させること。

(6) 消費者の正当な契約の申込みの撤回若しくは契約の解除等の申出を妨げ、又は契約の申込みの撤回若しくは契約の解除等によって生ずる債務の履行を不当に拒否し、又は遅延させること。

2 市長は、不当な取引行為を定めるに当たっては、あらかじめ、第24条に規定する室蘭市消費生活審議会の意見を聴くものとする。

#### (不当な取引行為に係る調査等)

第17条 市長は、不当な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、必要な調査を行うものとする。

2 市長は、不当な取引行為による消費者に対する被害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、前項の調査により得た情報を消費者に提供するものとする。

### 第5章 消費者の自立支援

#### (消費者教育等の推進等)

第18条 市は、消費者が消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、判断力を養い自主的かつ合理的に行動することができるよう、消費者に消費生活に関する必要な情報を適切かつ迅速に提供するとともに、啓発活動及び消費者教育に係る施策の推進に努めるものとする。

#### (消費者の特性への配慮)

第19条 市は、消費者の自立の支援に当たっては、高齢者、未成年者、障害者その他消費者の年齢、身体等の状況による特性に配慮して行うものとする。

#### (消費者活動の促進)

第20条 市長は、消費生活の安定及び向上について消費者の自主的な組織活動が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

### 第6章 消費者の苦情処理等

#### (消費者苦情の処理)

第21条 市長は、商品等について消費者から苦情又は相談があったときは、助言、あっせん等により適切かつ迅速に処理しなければならない。

2 市長は、前項の苦情又は相談の処理のために必要があると認めるときは、当事者その他の関係者に対し、報告又は必要な資料の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の苦情又は相談を円滑に解決するため必要があると認めるときは、第24条に規定する室蘭市消費生活審議会のあっせん又は調停に付すことができる。

**4** 市長は、第1項の苦情又は相談の要因が他の消費者に被害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その要因、処理経過その他必要な情報を消費者に提供しなければならない。

#### (消費者訴訟の援助)

**第22条** 市長は、消費生活上の被害を受けた消費者(以下「被害者」という。)が事業者に対し訴訟を提起する場合又は事業者から訴訟を提起された場合において、次に掲げる要件(緊急を要する場合その他市長が認める場合には、第3号に掲げる要件を除く。)に該当するときは、当該訴訟に要する費用(以下「訴訟費用」という。)の貸付け、立証活動の協力その他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

**(1)** 援助を受けなければ被害者が当該訴訟を提起し、維持し、又は応訴することが困難であること。

**(2)** 同一の原因による被害が多数発生し、又は発生するおそれがあること。

**(3)** 当該被害に関する紛争が前条第3項のあっせん又は調停に付されていること。

**2** 市長は、前項の援助を行おうとするときは、あらかじめ、第24条に規定する室蘭市消費生活審議会の意見を聴くものとする。

#### (訴訟費用の貸付け)

**第23条** 訴訟費用の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

**2** 訴訟費用の貸付金には、利息を付さない。

**3** 訴訟費用の貸付けを受けた者は、規則で定める償還期限までに貸付金の全額を返還しなければならない。ただし、当該訴訟の結果、訴訟に要した費用を得ることができなかつたとき、その他市長が償還させることが適当でないと認めるときは、その貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

**4** 前3項に定めるもののほか、訴訟費用の貸付けに関し必要な事項は、規則で定める。

### 第7章 消費生活審議会

#### (室蘭市消費生活審議会)

**第24条** 市長は、消費者施策に市民の意見を反映させるとともに、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、市長の附属機関として室蘭市消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

**2** 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

**(1)** 市長の諮問に応じ、消費者施策の推進に係る重要事項について審議すること。

**(2)** 市長から第21条第3項の規定により付託を受けた消費者苦情に係るあっせん又は調停を行うこと。

**(3)** 第16条第2項の不当な取引行為を定めることについての意見、第22条第2項の消費者訴訟の援助を行うことについての意見及び第27条第3項の公表を行うことについての意見を述べること。

**(4)** その他消費生活行政に関する重要事項を調査、審議すること。

**3** 審議会は、委員**10**人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、必要な都度市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 消費者代表
- (3) 事業者代表
- (4) その他市長が必要と認めた者

**4** 委員は、当該所掌事務が終了したときは、解嘱される。

**5** 審議会は、あっせん又は調停を行うために必要があると認めるときは、当事者その他の関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

**6** 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第8章 行政指導等

### (立入調査等)

**第25条** 市長は、第**10**条第**2**項及び第**17**条第**1**項に規定する調査に必要な限度において、当該事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に当該事業者の事務所、営業所その他関係のある場所に立ち入らせ、関係書類その他の物件の調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

**2** 市長は、事業者が前項の規定による報告、資料の提出又は立入調査を拒み、質問に対し回答しなかったときは、当該事業者に対し、報告、資料の提出又は立入調査若しくは質問に応ずるよう、書面により再度協力を求めなければならない。

**3** 前**2**項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

**4** 第**1**項及び第**2**項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### (指導及び勧告)

**第26条** 市長は、第**10**条第**1**項及び第**16**条第**1**項の規定に違反している事業者に対して、その違反を是正するよう指導し、又は勧告しなければならない。

### (公表)

**第27条** 市長は、事業者が第**25**条第**1**項の規定による報告、資料の提出、立入調査若しくは質問に対する回答を正当な理由がなく拒み、若しくは虚偽の報告、虚偽の資料の提出若しくは質問に対し虚偽の回答をしたとき、又は前条の規定による指導若しくは勧告に従わなかったときは、その経過及び事実を事業者の意見を付して公表することができる。

**2** 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、その旨を通知して、意見の聴取を行うものとする。ただし、当該事業者が正当な理由がなく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

**3** 市長は、第**1**項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

#### (関係行政機関等への要請)

**第28条** 市長は、消費生活の安定及び向上のために必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係事業者等に対し必要な措置をとるべきことを要請するものとする。  
(他の地方公共団体との協力)

**第29条** 市長は、第16条第1項の規定に違反する行為その他の不適正な事業活動を行つていると認められる事業者の事務所等の所在地が本市以外の地域に属するときは、当該地域を所管する地方公共団体に対し、必要に応じてその状況を通知し、不適正な事業活動の是正につき協力を要請するものとする。

**2** 市長は、他の地方公共団体又は関係行政機関から本市の地域内に事務所等を有する事業者について不適正な事業活動の是正の協力又は情報の提供を求められたときは、その要請に応じなければならない。

#### 第9章 雜則

##### (委任)

**第30条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

##### 附 則

##### (施行期日)

**1** この条例は、平成25年1月1日から施行する。

##### (経過措置)

**2** この条例による改正後の室蘭市消費生活条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に行われた事業者の行為について適用し、同日前に行われた事業者の行為については、なお従前の例による。

**3** 新条例の施行前にこの条例による改正前の室蘭市民のくらしをまもる条例第28条の規定による室蘭市消費生活安定審議会において新条例に関する審議した結果は、新条例第24条の規定による室蘭市消費生活審議会において審議した結果とみなす。

---

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月18日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。  
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

# 千歳市消費生活安定条例

自治体

北海道 千歳市

見出し

第8類：産業

第1章：商工・観光

例規番号

昭和52年4月1日 条例第3号

制定日

昭和52年4月1日

統一条例コード

**012246-83474763**

分類

条例

例規集更新日

令和3年4月1日

収集日

令和3年7月18日

○千歳市消費生活安定条例

昭和52年4月1日条例第3号

千歳市消費生活安定条例

(目的)

**第1条** この条例は、日常の経済生活における消費者の利益の擁護及び増進に関し、市長、事業者及び消費者の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる必要な事項を定めることにより、市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(市長の責務)

**第2条** 市長は、前条の目的を達成するため広く市民の理解と協力を得て、消費者の保護に関する計画を策定し、これを実施するように努めなければならない。

(事業者の責務)

**第3条** 事業者は、消費者に供給する商品及び役務について消費者の利益を確保するため、適切な措置を講ずるとともに、市が実施する消費者の保護に関する施策に協力しなければならない。

(消費者の責務)

**第4条** 消費者は、消費者の権利の確立のため、自ら進んで常に合理的な消費生活の啓発と知識の修得に努めるとともに、消費者相互の連携を図り、市が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(消費生活センターの設置、組織、運営等)

**第5条** 消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第8条第2項各号に掲げる事務を行うため、法第10条第2項の機関（以下「消費生活センター」という。）を設置する。

- 2 消費生活センターの名称及び住所並びに法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間は、規則で定める。
- 3 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置く。
- 4 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を法第10条第2項第1号の消費生活相談員として置く。
- 5 市長は、前項の消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行つた結果として同一の者を再任することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じなければならない。
- 6 市長は、消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 7 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(危害の防止)

**第6条** 市長は、前条の規定による苦情の処理に当たつて、安全性に疑いのある商品について必要があると認めたときは、関係行政機関等へ試験又は調査を要請しなければならない。

- 2 市長は、前項の試験又は調査の結果、安全性に疑いのある商品については、速やかに関係行政機関の長及び当該事業者に対し、適切な措置を講ずるよう要請しなければならない。

(物資の指定)

**第7条** 市長は、消費者の日常生活に必要な物資（以下「生活関連物資」という。）が著しく不足し、若しくは不足するおそれがあるとき、又はその価格が著しく高騰

- し、若しくは高騰するおそれがあると認めたときは、その物資を必要に応じ生活関連重要物資として指定することができる。
- 2 市長は、前項に規定する生活関連重要物資を取り扱う事業者に対し、その供給及び価格の安定について要請するとともに、その物資の確保に必要な措置を講じなければならない。
- 3 市長は、第1項に規定する事態が消滅したと認めたときは、同項の規定による指定を解除するものとする。

(事業者の協力)

**第8条** 事業者は、前条第2項の規定により市長から要請があつたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

- 2 市長は、生活関連重要物資の確保に協力のあつた事業者に対し、必要があると認めたときは、助成措置を講ずることができる。

(情報の収集及び公開)

**第9条** 市長は、生活関連物資の需給及び価格の動向、商品の安全性等に関する情報を収集し、必要に応じてその結果を市民に提供するものとする。

(実態調査)

**第10条** 市長は、事業者が生活関連物資の円滑な流通を妨げ、又は適正な利得を超える価格で販売する行為（以下「不当な事業行為」という。）を行つているおそれがあると認められるときは、その実態を調査しなければならない。

(立入調査等)

**第11条** 市長は、前条に規定する調査のために必要な限度において、当該事業者の協力を得て、関係資料の提出を求め、又は市職員に当該事業者の事務所、工場、店舗若しくは倉庫（以下「事務所等」という。）に立ち入らせ、関係書類を調査し、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により、職員が立入調査等をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 市長は、第1項の立入調査等を行うことについて協力が得られないときは、立入調査等を必要とする理由を付した書面により、再度立入調査について協力を求めなければならない。

(価格調査員)

**第12条** 市長は、第10条に規定する実態調査及び前条に規定する立入調査等に関する職務を行わせるため、価格調査員を置くものとする。

(指導及び勧告)

**第13条** 市長は、第10条の規定による実態調査及び第11条の規定による立入調査等の結果、不当な事業行為が行われたと認められるときは、当該事業者に対し、その不当な事業行為を是正するよう指導し、又は勧告しなければならない。

- 2 市長は、当該事業者が正当な理由がないにもかかわらず前項の勧告に従わないときは、関係行政機関の長に対し、必要な措置を講すべきことを要請しなければならない。

(公表)

**第14条** 市長は、当該事業者が正当な理由がなく、第11条第1項の資料の提出若しくは立入調査を拒んだとき、又は前条第1項の勧告に従わなかつたときは、その経過及び事実について、第18条第1項の千歳市市民生活安定審議会に報告し、同審議会の意見を聴いて、その事業者の氏名その他必要な事項を公表することができる。

(消費生活モニター)

**第15条** 市長は、消費生活に関する情報及び意見の提供を行わせるため、消費生活モニターを置くものとする。

(市民組織の育成)

**第16条** 市長は、市民の健全かつ自主的な消費生活の安定及び向上を確保するため、組織の育成及び運動の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(他の地方公共団体等との協力)

**第17条** 市長は、この条例の施行に関して必要があるときは、他の地方公共団体の長に対し、協力を要請するものとする。

2 市長は、他の地方公共団体の長又は関係行政機関の長から市の区域内に事務所等を有する事業者について、情報の提供又は調査の依頼を受けたときは、その求めに応じなければならない。

(審議会)

**第18条** 市民の消費生活の向上と安定合理化を図る施策に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として、千歳市市民生活安定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 消費者の保護及び物価の安定対策について意見を述べること。
- (2) 市長が策定する消費生活行政に関する基本的な施策について意見を述べること。
- (3) 第14条に規定する事項について意見を述べること。
- (4) その他消費生活行政に関する重要な事項を調査審議すること。

3 審議会は、委員15人以内をもつて組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 生産者を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 消費者を代表する者

(任期)

**第19条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任ができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

**第20条** 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(議会への報告)
- 第21条** 市長は、必要があると認めるときは、議会へこの条例の施行状況を報告するものとする。  
(委任)
- 第22条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 附 則**
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
  - 2 千歳市消費生活物資対策審議会条例（昭和**41**年千歳市条例第**23**号）は、廃止する。
- 附 則**（平成**14**年9月**20**日条例第**27**号）  
この条例は、平成**15**年1月1日から施行する。
- 附 則**（平成**28**年3月**25**日条例第**11**号）  
この条例は、平成**28**年4月1日から施行する。

---

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月18日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。  
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

# 帯広市消費生活条例

自治体

北海道 帯広市

見出し

第6類：経済  
第1章：商工

例規番号

平成23年3月25日 条例第4号

制定日

平成23年3月25日

統一条例コード

**012076-54078249**

分類

条例

例規集更新日

令和3年3月25日

収集日

令和3年7月18日

○帯広市消費生活条例

平成23年3月25日

条例第4号

帯広市消費生活安定条例(昭和59年条例第4号)の全部を改正する。

目次

**第1章 総則(第1条—第10条)**

**第2章 消費者の権利擁護に関する事項**

第1節 消費者の安全の確保(第11条—第14条)

第2節 取引行為の適正化(第15条—第17条)

第3節 事業活動の適正化(第18条—第22条)

**第4節 商品及びサービス等の確保並びに物価の安定(第23条—第28条)**

**第5節 立入調査、公表等(第29条—第31条)**

**第6節 消費者被害の救済(第32条・第33条)**

**第3章 消費者の自立支援に関する施策(第34条—第36条)**

**第4章 帯広市消費生活アドバイスセンター(第37条—第37条の7)**

**第5章 帯広市消費生活審議会(第38条)**

**第6章 雜則(第39条)**

附則

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援 その他の基本理念を定め、市、事業者及び事業者団体並びに消費者及び消費者団体の 責務等を明らかにするとともに、市が基本理念達成のため実施する施策(以下「消費者 施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、 もって市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

**(1) 商品** 消費者が消費生活を営む上で使用する物をいう。

**(2) サービス等** 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 消費者が消費生活を営む上で利用する役務

イ 消費者が消費生活を営む上で施設を利用し、又は役務の提供を受ける権利

ウ ア及びイに掲げるもののほか、消費者が消費生活を営む上で使用し、又は利用するもののうち、商品以外のもの

**(3) 事業者** 商品及びサービス等の供給に関して商業、工業、サービス業その他の事業を行う者をいう。

**(4) 事業者団体** 事業者共通の利益を増進するため、事業者により組織された団体をいう。

**(5) 消費者** 事業者が供給する商品又はサービス等を使用し、又は利用して生活する者をいう。

**(6) 消費者団体** 消費者の利益を擁護し、及び増進するため、消費者により組織された団体をいう。

### (基本理念)

**第3条** 消費者の利益の擁護及び増進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、市、事業者及び事業者団体並びに消費者及び消費者団体の相互の理解と協力の下に、次に掲げる消費者の権利が尊重される とともに、消費者が自主的かつ合理的に行動できるようその自立を支援することを基 本として行われなければならない。

- (1) 商品及びサービス等により生命、身体及び財産を侵されず安全が確保される権利
  - (2) 公正な取引により、良質な商品及びサービス等を提供される権利
  - (3) 消費生活を営む上で自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
  - (4) 消費生活を営む上で不当に受けた被害から適切かつ迅速に救済を受ける権利
  - (5) 消費生活を営む上で必要な情報及び教育の機会が提供される権利
  - (6) 消費者の自主的な行動が保障される権利
  - (7) 消費者の意見が消費者施策及び事業者の事業活動に適切に反映される権利
- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費者施策の推進は、次に掲げる事項に配慮して行われなければならない。

- (1) 高度情報通信社会の進展への的確な対応
- (2) 消費生活における国際化の進展への的確な対応
- (3) 環境の保全及び地域資源の活用

#### (市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、総合的かつ計画的な消費者施策を策定し、実施しなければならない。
- 2 市は、消費者施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減及び地域資源の活用に配慮するとともに、国及び他の地方公共団体と相互に連携しなければならない。

#### (事業者の責務)

- 第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては法令を遵守し、消費者施策に協力するとともに、第3条に規定する基本理念にのっとり、その供給する商品及びサービス等について、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
  - (2) 消費者に対し、商品及びサービス等に関する必要な情報を速やかに明確かつ平易に提供すること。
  - (3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験、財産の状況等に配慮すること。
  - (4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、苦情を適切に処理すること。
  - (5) その事業活動に消費者の意見を反映させるよう努めること。
- 2 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、環境への負荷の低減及び地域資源の活用に努めなければならない。
- 3 事業者は、事業活動において取得した消費者の個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (事業者団体の役割)

- 第6条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重し、事業者と消費者との間に生じた苦情処理体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支

援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるとともに、消費者施策に協力するものとする。

#### (消費者の役割)

**第7条** 消費者は、自ら進んでその消費生活に関して必要な知識を習得するとともに、必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めるものとする。

**2**消費者は、商品の選択、使用及び廃棄並びにサービス等の選択及び利用に当たっては、環境への負荷の低減及び地域資源の活用に配慮するよう努めるものとする。

#### (消費者団体の役割)

**第8条** 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の利益の擁護及び増進を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

#### (相互の理解及び協力)

**第9条** 市、事業者及び事業者団体並びに消費者及び消費者団体は、この条例の目的を達成するため、それぞれの責務等を認識し相互に協力するものとする。

#### (消費生活基本計画)

**第10条** 市長は、消費者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下「消費生活基本計画」という。)を定めなければならない。

**2** 市長は、消費生活基本計画の策定に当たっては、帯広市消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

**3** 市長は、消費生活基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

**4** 前**2**項の規定は、消費生活基本計画の変更について準用する。

### 第2章 消費者の権利擁護に関する事項

#### 第1節 消費者の安全の確保

##### (欠陥商品等の供給の禁止)

**第11条** 事業者は、消費者の生命若しくは身体に対して危害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがあり、又はその財産に対して損害を与える、若しくは加えるおそれがある商品又はサービス等(以下「欠陥商品等」という。)を供給してはならない。

**2** 事業者は、欠陥商品等の供給を防止するため商品及びサービス等の品質及び技術の向上に努めなければならない。

**3** 事業者は、欠陥商品等を供給したときは、その旨を公表するとともに、当該欠陥商品等を回収する等危害又は損害の発生又は拡大を防止するため、消費者の安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

##### (欠陥商品等の調査及び情報提供)

**第12条** 市長は、消費者の安全を確保するため、事業者が供給する商品及びサービス等について必要な調査を行うものとする。

- 2** 市長は、前項の規定による調査により、事業者が前条第**1**項の規定に違反しているおそれがあると認めたときは、速やかに当該事業者が供給する商品又はサービス等による危害又は損害について必要な調査を行うものとする。
- 3** 市長は、前項の調査に関し必要があると認めたときは、当該商品又はサービス等を供給する事業者に対し、当該商品又はサービス等が欠陥商品等に該当しないことを説明することを要求することができる。
- 4** 市長は、事業者が前項の規定による説明を行わない場合において正当な理由がないと認めたとき、又は同項の規定による説明を行った場合においてその内容が不十分であると認めたときは、当該事業者に対し、再度説明を行うことを要求することができる。
- 5** 市長は、必要に応じ、第**1**項若しくは第**2**項に規定する調査又は第**3**項若しくは前項の規定による要求により得た情報を消費者に提供するものとする。

#### (欠陥商品等に対する措置)

**第13条** 市長は、事業者の供給する商品及びサービス等が欠陥商品等であることが明らかになった場合において、当該事業者が第**11**条第**3**項に規定する措置を執らないときは、法令で定める措置が執られるときを除き、当該事業者に対し、同項に規定する措置を執るよう勧告することができる。

#### (緊急安全確保措置)

**第14条** 市長は、事業者の供給する商品及びサービス等が欠陥商品等であることが明らかになった場合において、消費者の生命又は身体に対して重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、消費者の安全を確保するため緊急の必要があると認めたときは、法令で定める措置が執られるときを除き、当該欠陥商品等の名称、これを供給する事業者の氏名又は名称及び住所その他の当該危害の発生又は拡大を防止するための必要な事項を公表しなければならない。

- 2** 市長は、前項の規定により必要な事項を公表したときは、直ちに当該事業者に対し第**11**条第**3**項に規定する措置を執るべきことを通知しなければならない。
- 3** 前項の規定による通知を受けた事業者は、直ちに第**11**条第**3**項に規定する措置を執らなければならない。

#### 第2節 取引行為の適正化

##### (不当な取引行為の禁止)

**第15条** 事業者は、消費者との間で行う取引に関し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 販売の意図を隠して消費者に接近し、又は商品若しくはサービス等の内容、取引条件その他の取引に関して重要な情報を故意に提供せず、若しくは誤解を招くおそれのある情報を提供することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (2) 消費者の取引に関する知識、経験若しくは判断力の不足に乘じ又は消費者を心理的に不安な状態に陥らせる等により契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (3) 消費者に不当な不利益をもたらすことの明白な内容の契約を締結させ、又はそのような内容の契約に変更させる行為

(4) 消費者を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて、当該消費者に契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を請求し、又は履行させる行為

(5) 契約に基づく債務の履行を求める消費者からの正当な請求に対し、適切な処理をせず、債務の履行を不当に拒否し、又は正当な契約の解除権等の行使を不当に妨げる行為

(6) 消費者が正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効(以下この号において「申込みの撤回等」という。)の主張を行うことを妨げ、又は申込みの撤回等が有効に行われたにもかかわらず、当該申込の撤回等によって生じる債務の履行を不当に拒否し、又は遅延させる行為

(7) 消費者が契約の締結の勧誘を望まない旨若しくは契約の締結を拒否する旨の意思を示したにもかかわらず、又はそれらの意思を示す機会を与えることなく契約の締結を勧誘し、又は契約させる行為

2 事業者は、与信契約等(消費者が他の事業者から商品又はサービス等を購入することを条件又は原因として信用を供与し、又は保証を受託する契約をいう。以下この項において同じ。)の締結の勧誘若しくは締結又は債務の履行に関し、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 前項各号に掲げる行為

(2) 与信契約等の条件又は原因となる商品又はサービス等の販売を行う事業者若しくはその取次店等実質的な販売行為を行う者の行為が前項各号に規定する行為のいずれかに該当することを知りながら、又はそのことを知り得べきであるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、若しくは与信契約を締結させる行為

3 市長は、前2項に規定する行為(以下「不当な取引行為」という。)に該当する行為の基準を規則で定めることができる。

#### (不当な取引行為に関する調査及び情報提供)

第16条 市長は、不当な取引行為が行われている疑いがあると認めたときは、当該不当な取引行為について必要な調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による調査により、不当な取引行為が事業者によって行われていると認め、かつ、当該不当な取引行為による消費者の被害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めたときは、消費者に対し、当該事業者に係る不当な取引行為、商品又はサービス等の種類その他必要な情報を提供するものとする。

3 前項の場合において、市長は、当該事業者の不当な取引行為により消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、同項に規定する情報のほか、当該事業者の氏名又は名称、住所その他の当該事業者を特定する情報を提供することができる。

#### (是正指導等)

第17条 市長は、第15条第1項又は第2項の規定に違反して、不当な取引行為を行っている事業者があると認めたときは、その事業者に対し、当該違反していると認めた事項を速やかに是正するよう指導し、又は勧告することができる。

### 第3節 事業活動の適正化

### (計量の適正化)

**第18条** 市は、消費者と事業者との間の取引に際して適正な計量が確保されるよう、必要な施策を実施するものとする。

**2** 事業者は、商品及びサービス等について適正な計量を実施するよう努めるとともに、前項の規定に基づき市が実施する施策に協力しなければならない。

### (広告の適正化)

**第19条** 事業者は、商品又はサービス等について広告を行う場合には、虚偽又は誇大な表現、消費者が選択を誤るおそれのある表現その他不適切な表現を避け、消費者が商品又はサービス等を適切に選択することができるよう必要かつ正確な情報の提供に努めなければならない。

### (表示の適正化)

**第20条** 事業者は、商品が、誤って選択され、使用され、保存されること等により、消費者の利益が損なわれることのないようにするために、商品の品質、用途、取扱方法その他必要な事項を適正に表示するよう努めなければならない。

**2** 事業者は、サービス等が、誤って選択され、利用されること等により、消費者の利益が損なわれることのないようにするために、サービス等の取引条件、内容その他必要な事項を適正に表示するよう努めなければならない。

### (包装の適正化)

**第21条** 事業者は、商品を包装(容器を用いる場合を含む。以下同じ。)する場合には、消費者に危害を及ぼさないように、当該包装の安全性を確保しなければならない。

**2** 事業者は、商品を包装する場合には、消費者の適正な判断を誤らせ、又は商品の保護若しくは品質の保全に必要な限度を超えるような過剰な包装をしてはならない。

**3** 事業者は、商品を包装する場合には、資源の有効利用に資するため、できる限り簡易な包装に努めるとともに、包装資材が不要となったときは、適正に再利用され、若しくは再生利用され、又は適正に廃棄されるよう配慮しなければならない。

### (簡易包装への協力)

**第22条** 消費者は、商品の購入に当たっては、簡易な包装に協力するよう努めなければならない。

## 第4節 商品及びサービス等の確保並びに物価の安定

### (商品及びサービス等の円滑な流通等)

**第23条** 事業者は、商品及びサービス等の円滑な流通を図るとともに、その価格の安定に努めなければならない。

### (生活関連商品等の価格等の調査及び情報提供)

**第24条** 市長は、市民の消費生活と関連性の高い商品及びサービス等(以下「生活関連商品等」という。)のうち必要があると認めるものについて、その価格の動向、需給の

状況、流通の実態等に関する調査を行い、必要に応じて当該調査により得た情報を消費者に提供するものとする。

**2** 市長は、前項の調査を行わせるため、調査員を置くことができる。

**3** 事業者は、市長が行う第**1**項の調査に協力しなければならない。

#### (生活関連商品等の確保)

**第**25**条** 市長は、生活関連商品等が不足し、若しくは不足するおそれがあり、又はその価格が著しく高騰し、若しくは高騰するおそれがあると認めたときは、事業者又は事業者団体に対し、当該生活関連商品等の円滑な供給その他必要な措置を講じるよう要請することができる。

#### (特定生活関連商品等の指定)

**第**26**条** 市長は、市民の消費生活と特に関連性の高い商品及びサービス等について、その流通の円滑化及び価格の安定を図るために必要があると認めたときは、当該商品及びサービス等を特別の調査を要する商品及びサービス等(以下「特定生活関連商品等」という。)として指定することができる。

**2** 市長は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。指定を解除したときも同様とする。

#### (特定生活関連商品等の調査及び情報提供)

**第**27**条** 市長は、前条第**1**項の規定により特定生活関連商品等の指定をしたときは、特定生活関連商品等についてその流通状況、価格の変動その他の市民の消費生活の安定を図るために必要な事項を調査するものとする。

**2** 市長は、必要に応じ、前項の規定による調査により得た情報を消費者に提供するものとする。

#### (不適正な事業行為のは是正勧告)

**第**28**条** 市長は、特定生活関連商品等を供給する事業者が、その円滑な流通を妨げ、又は著しく不当な価格で当該特定生活関連商品等を供給していると認めたときは、当該事業者に対し、これらの行為を是正するよう勧告することができる。

#### 第**5**節 立入調査、公表等

##### (立入調査等)

**第**29**条** 市長は、第**12**条から第**14**条まで、第**16**条及び前条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは関係資料の提出を求め、又はその職員に当該事業者の事務所、事業所、店舗その他の事業に關係のある場所に立ち入らせ、商品、サービス等に係る物件、これらに關係する資料その他の物件(以下この条において「商品等」という。)を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

**2** 市長は、事業者又は関係者が前項の規定による報告、関係資料の提出、立入調査又は質問に対する回答を拒んだときは、当該事業者に対し、書面により再度、報告をし、関係資料を提出し、立入調査に応じ、又は質問に対し回答するよう要求することができる。

**3** 前**2**項の規定により立入調査又は質問する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

#### (公表)

**第30条** 市長は、事業者が**第12条第4項**若しくは**第29条第2項**の規定による要求又は**第13条、第17条**若しくは**第28条**の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

#### (意見陳述の機会の付与)

**第31条** 市長は、**第17条**の規定による勧告又は前条の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者の意見を聴かなければならない。

#### 第6節 消費者被害の救済

##### (苦情の処理)

**第32条** 事業者は、その供給する商品及びサービス等に関する消費者の苦情又は相談に誠意をもって応じ、これを適切かつ迅速に処理しなければならない。

**2** 市長は、商品及びサービス等に関して消費者から苦情又は相談を受けたときは、適切かつ迅速に解決するために必要な助言、あっせん等の措置を講じるものとする。

**3** 市長は、前項の措置を講じるため必要があると認めたときは、当該事業者その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明の要求その他必要な調査を行うことができる。

**4** 市長は、**第2項**に規定する苦情又は相談を円満に解決するため必要があると認めたときは、帯広市消費生活審議会のあっせん又は調停に付することができる。

##### (消費者訴訟の援助)

**第33条** 市長は、市内に住所を有する消費者が、事業者との間の取引によって被害を受けたため自らその事業者を相手として訴訟(以下「消費者訴訟」という。)を提起する場合において、その消費者訴訟が、次の各号に掲げる要件を満たし、かつ、帯広市消費生活審議会の意見を聴いた上で適當であると認めるときは、当該消費者訴訟を提起する者に対し、消費者訴訟に要する費用の資金(以下「資金」という。)の貸付その他必要な援助を行うことができる。

**(1)** 多数の消費者が、消費生活上同様の被害を受けていること。

**(2)** 1件当たりの被害額が、規則で定める額以下であること。

**2** 資金は、無利息とする。

**3** 資金の貸付を受けた者が、当該貸付に係る消費者訴訟の結果、訴訟に要した費用を得ることができなかつたとき、その他市長が資金を返還させることが適當でないと認めたときは、帯広市消費生活審議会の意見を聴いた上で、資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

**4** 前**3**項に定めるもののほか、消費者訴訟の援助に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第3章 消費者の自立支援に関する施策

##### (教育及び啓発活動の推進)

**第34条** 市長は、消費者が経済社会の変化に即応した健全かつ合理的な消費生活を営むため必要な知識を生涯を通じて修得できるよう、学習の機会及び場の提供等消費者教育の充実を図るとともに、消費生活に関する情報の提供及び知識の普及等の啓発活動を推進しなければならない。

(消費者の自主的な活動の促進)

**第35条** 市長は、消費者が消費生活の安定及び向上を図るため自主的に行う組織活動が促進されるよう、必要な措置を講じるものとする。

(消費者の意見の反映)

**第36条** 市長は、消費生活の安定及び向上に資するため、広く消費者の意見、要望等を把握し、消費者施策に反映させるよう努めなければならない。

**第4章 帯広市消費生活アドバイスセンター**

(帯広市消費生活アドバイスセンター)

**第37条** 市は、消費者の利益の擁護及び増進を図り、市民の消費生活の安定及び向上に寄与するため、消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)第10条第2項に基づく消費生活センター(以下「センター」という。)として、帯広市消費生活アドバイスセンターを設ける。

**2** 帯広市消費生活アドバイスセンターは、前項に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 消費生活に関する苦情相談に応じること。
- (2) 消費生活に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (3) 消費生活に関する啓発及び教育を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

(名称及び位置等の公示)

**第37条の2** 市長は、センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

- (1) センターの名称及び位置
- (2) 法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間

(消費生活センター長及び職員)

**第37条の3** センターには、センターの事務を掌理する消費生活センター長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(試験に合格した消費生活相談員の配置)

**第37条の4** センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び待遇の確保)

**第37条の5** センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び待遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

**第37条の6** センターは、当該センターにおいて消費生活相談等の事務(法第8条第2項各号に掲げる事務をいう。次条において同じ。)に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

**第37条の7** センターは、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

## 第5章 帯広市消費生活審議会

(帯広市消費生活審議会)

**第38条** 市民の消費生活の安定及び向上を図るため、市長の附属機関として、帯広市消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

**2** 審議会は、この条例の規定によりその権限に属された事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、消費者施策の推進に関する重要事項を調査審議する。

**3** 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

**4** 審議会は、**12名**以内の委員をもって組織する。

**5** 委員は、学識経験のある者、消費者、事業者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

**6** 委員の任期は**2年**とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**7** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

**8** 特定の事項を調査審議するため必要があると認めたときは、審議会に専門部会を置くことができる。

**9** 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 雜則

(委任)

**第39条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

**1** この条例は、平成**23年4月1日**から施行する。

(経過措置)

**2 改正後の帯広市消費生活条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた事業者の行為について適用し、同日前に行われた事業者の行為については、なお従前の例による。**

**附 則(平成28年3月28日条例第19号)**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

---

**条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト**

注意

本データは令和3年7月20日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。  
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

# 稚内市消費生活安定条例

自治体

北海道 稚内市

見出し

第9編：産業

第3章：商工・観光

例規番号

昭和52年12月21日 条例第33号

制定日

昭和52年12月21日

統一条例コード

**012149-93583478**

分類

条例

例規集更新日

令和3年3月18日

収集日

令和3年7月20日

○稚内市消費生活安定条例

昭和52年12月21日条例第33号

稚内市消費生活安定条例

(目的)

**第1条** この条例は、他の法令に定めがあるものを除くほか、日常の経済生活又は経済の異常な事態における消費者の安全と利益の擁護及び増進に関し、市及び事業者の責務並びに消費者の果すべき役割を明らかにするとともに、基本的な施策を定めその施策の推進を図り、もって消費者の権利の確立と市民の消費生活の安定と向上に資することを目的とする。

(市長の責務)

**第2条** 市長は、前条の目的達成のため、市民の協力を求めその施策の実現に務めるものとする。

2 市長は、前項の施策を実施するに当たって必要があると認めたときは、国及び他の地方公共団体並びに関係業界等に対し協力を求め、又は要請するなど適切な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

**第3条** 事業者は、その供給する物資又はサービス（以下「商品等」という。）について危害の防止、品質及び技術の向上など消費者の安全と利益を確保するために必要な措置を講ずるとともに、市長が実施する施策に協力するものとする。

(消費者の役割)

**第4条** 消費者は、消費生活の安定と向上を図るため消費生活に必要な知識を修得するとともに、自主的かつ合理的に行動するよう努めるものとする。

(商品等の危害の防止)

**第5条** 市長は、事業者が供給する商品等のうち、その安全性に疑いのある商品について必要があると認めたときは、関係機関の協力を得て検査を行うとともに、各種の情報を収集し、市民に提供するものとする。

2 市長は、前項の商品について必要があると認めたときは、その製造、輸入、販売及び使用に関して適切な措置を講ずるよう関係行政機関及び当該事業者に対し要請するものとする。

(表示の適正化等)

**第6条** 事業者は、商品等の内容、価格及び宣伝等について適正な表示をするように努めなければならない。

(計量の適正化)

**第7条** 事業者は、消費者に商品を提供する場合、消費者の不利益となるような計量を行ってはならない。

(包装の適正化)

**第8条** 事業者は、消費者に供給する商品等について、その内容を誇張し、又は必要以上に過大若しくは過剰な包装をしないよう適正な包装に努めるものとする。

(情報の収集及び調査)

**第9条** 市長は、必要に応じて市民の日常の消費生活に関連性の高い商品等（以下「生活関連物資」という。）の需給状況及び価格の動向に関し適確な情報を収集し、その結果を必要に応じて市民に提供するものとする。

2 市長は、前項の情報収集の結果、必要があると認めたときは、事業者の協力を得てその実態を調査することができる。

3 生活関連物資については、市長がその都度定める。

(指導及び要請)

**第10条** 市長は、前条第2項の調査に基づき生活関連物資の円滑な流通を妨げ、又は不適正な価格で販売する等の行為を行っている事業者があると認められるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

2 市長は、前項に規定する指導を行った後、なお当該事業者が適正な措置を講じないときは、関係行政機関に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(生活物資調査員)

**第11条** 市長は、第9条第2項に規定する調査を行うため、生活物資調査員（以下「調査員」という。）を置く。

- 2 調査員は、適當と認められる市職員のうちから市長が任命する。
- 3 前項の職員が調査を行う場合は、身分証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

(苦情の処理等)

**第12条** 市長は、市民の消費生活に関する相談を受けたときは、速やかに処理し、又はあっせん等に努めるとともに、相談に応ずる体制の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、消費者からの苦情を適切かつ速やかに処理するとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

(消費生活モニター)

**第13条** 市長は、消費生活に関する情報及び意見の提供を行わせるため、消費生活モニター（以下「モニター」という。）を置く。

- 2 モニターの数は**30人**以内とし、市長が委嘱する。
- 3 モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のモニターの任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会)

**第14条** 市民の消費生活の安定と向上を図るための基本的な事項を審議するため、市長の諮問機関として、稚内市消費生活安定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員**12人**以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者 4人以内
  - (2) 消費者代表 4人以内
  - (3) 事業者代表 4人以内
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。
- 5 会長は、審議会を代表するとともに、会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 7 会議は、委員の半数以上の出席で成立し、その議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、消費生活に関する説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(消費者の啓発)

**第15条** 市長は、消費者が自主性をもって健全な消費生活を営むことができるよう、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費生活に関する教育の充実等の施策を講ずるものとする。

(消費者活動の育成)

**第16条** 市長は、市民の消費生活の安定と向上を確保するため、自主的な消費者組織の育成及びその活動の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(他の地方公共団体等との協力)

**第17条** 市長は、第5条及び第9条の規定に関し必要があると認めたときは、他の地方公共団体の長又は関係行政機関に対し協力を要請するものとする。

2 市長は、他の地方公共団体の長又は関係行政機関から情報の提供及び本市の地域内の事業者に対する指導の要請があった場合には、その要請に応ずるものとする。

(規則への委任)

**第18条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成16年3月24日条例第1号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。 (後略)

**附 則** (平成28年3月22日条例第21号抄)

(施行期日)

1 この条例は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

---

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月18日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。  
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

# 登別市消費生活条例

自治体

北海道 登別市

見出し

第9編：産業経済  
第3章：観光・商工

例規番号

平成15年3月25日 条例第3号

制定日

平成15年3月25日

統一条例コード

**012301-89097575**

分類

条例

例規集更新日

令和2年12月28日

収集日

令和3年7月18日

○登別市消費生活条例

平成15年3月25日

条例第3号

目次

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 消費者の保護

第1節 危害の防止(第7条・第8条)

第2節 規格、表示等の適正化(第9条—第12条)

第3節 不当な取引行為の禁止(第13条—第15条)

第4節 価格安定対策等(第16条・第17条)

**第5節 消費者被害の救済(第18条—第20条)**

**第6節 消費者の自立化の推進(第21条・第22条)**

**第3章 情報提供の推進等(第23条—第25条)**

**第4章 登別市消費生活センター(第26条—第31条)**

**第5章 登別市消費生活審議会(第32条)**

**第6章 雜則(第33条—第36条)**

附則

**第1章 総則**

**(目的)**

**第1条** この条例は、消費者の利益の擁護及び増進に関し、市及び事業者の責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、市が実施する施策について必要な事項を定め、その施策の推進を図ることにより、市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

**(基本理念)**

**第2条** 前条の目的を達成するため、市、事業者及び消費者相互の信頼と協力を基調とし、次に掲げる事項を消費者の権利として確立することを基本とする。

- (1) 商品又はサービスにより生命、身体又は財産が侵されないこと。**
- (2) 商品又はサービスについて、適正な表示等に基づいて選択すること。**
- (3) 商品又はサービスの取引について、不当な取引方法から保護され、及び不当な条件を強制されないこと。**
- (4) 商品又はサービスにより不当に受けた被害から公正かつ速やかに救済されること。**
- (5) 消費生活を営むために必要な情報を速やかに提供されること。**
- (6) 消費生活において、必要な知識及び判断力を習得し、主体的に行動するため、消費者教育を受けられること。**
- (7) 消費者の意見が市の施策及び事業者の事業活動に適切に反映されること。**
- (8) 消費者の自主的な組織化及び主体的な活動が保証されること。**

**(市の責務)**

**第3条** 市は、市民の消費生活に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

**2** 市は、市民の消費生活に関する施策の策定に当たっては、消費者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、施策の実施について市民の協力を得るよう努めるものとする。

**3** 市は、市民の消費生活に関する施策について、国及び他の地方公共団体と緊密に連携して、その推進に努めるものとする。

**(事業者の責務)**

**第4条** 事業者は、商品又はサービスの供給に当たっては、常に、消費者の意見の反映に努め、消費者の保護を図るための措置を講ずるとともに、市が実施する市民の消費・生活に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

**2** 事業者は、消費者からの苦情を適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

#### (消費者の役割)

**第5条** 消費者は、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすため、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を習得するとともに、自主的かつ合理的に行動するよう努めるものとする。

#### (環境への配慮)

**第6条** 市は、市民の消費生活に関する施策の策定及び実施に当たっては、消費生活が環境に及ぼす影響に配慮するものとする。

**2** 事業者は、商品又はサービスの供給に当たっては、環境の保全に資するため、再商品化が容易な容器及び包装の使用その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**3** 消費者は、商品の選択、使用及び廃棄並びにサービスの選択及び利用に当たっては、環境に及ぼす影響に配慮するよう努めなければならない。

### 第2章 消費者の保護

#### 第1節 危害の防止

##### (商品及びサービスによる危害の防止)

**第7条** 事業者は、その供給する商品又はサービスが消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼすことのないよう必要な措置を講じなければならない。

**第8条** 市長は、商品又はサービスが消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼす疑いがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

**2** 市長は、商品又はサービスが消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該商品又はサービスを供給する事業者に対し、その危害を防止するために必要な措置を講ずるよう指導又は勧告することができる。

#### 第2節 規格、表示等の適正化

##### (規格の適正化)

**第9条** 事業者は、規格を定めることにより市民の消費生活の安定及び向上に資すると認められる商品及びサービスについて、適正な規格を定めるよう努めなければならない。

##### (表示の適正化)

**第10条** 事業者は、その供給する商品又はサービスについて、消費者がその購入若しくは使用又は利用に際し、商品の品質又はサービスの内容を容易に識別でき、かつ、適正に購入し、若しくは使用し、又は利用できるよう、品質、機能、量目その他の必要な事項を正しく表示するよう努めなければならない。

## (容器及び包装の適正化)

**第11条** 事業者は、その供給する商品について過大又は過剰な容器又は包装を用いないよう努めなければならない。

## (適正化の推進)

**第12条** 市長は、法令に特別の定めがある場合を除き、事業者がその供給する商品及びサービスについて、規格、表示、容器及び包装の適正化の推進を図るため、必要な指導に努めなければならない。

## 第3節 不当な取引行為の禁止

### (商品及びサービスに係る不当な取引行為の禁止)

**第13条** 事業者は、消費者との間で行う取引に関して、次に掲げる行為(以下「不当な取引行為」という。)を行ってはならない。

(1) 消費者に対し、販売の意図を隠して接近し、又は生活用品等の内容、取引条件その他の取引に関し重要な情報を故意に告げず、若しくは誤信を招く情報を告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(2) 消費者の取引に関する知識、若しくは経験の不足に乘じ、又は消費者を心理的不安に陥れる等により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(3) 消費者に著しく不当な不利益をもたらすことが明白な内容の契約を締結させる行為

(4) 消費者に対し、契約(その内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を不当な手段によって強要する行為

(5) 契約又は契約の解除権等の行使に基づく債務の履行を不当に遅延し、若しくは拒否し、又は消費者の正当な契約の解除権等の行使を不当に妨げる行為

(6) 知的な障害を有する者、適正な判断力に欠ける高齢者等に対し、その弱点を不当に利用して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

### (不当な取引行為に関する調査及び情報提供)

**第14条** 市長は、前条に規定する不当な取引行為が行われている疑いがあると認められるときは、当該取引行為の実態等について必要な情報の収集及び調査を行うものとする。

**2** 市長は、必要に応じ、前項に規定する調査により得た情報を消費者に提供するものとする。

### (不当な取引行為に対する指導及び勧告)

**第15条** 市長は、第13条の規定に違反している事業者があると認めたときは、当該事業者に対し、当該違反事項を速やかに是正するように指導又は勧告することができる。

**2** 市長は、前項の規定による勧告を行った場合において、必要があると認めたときは、当該事業者に対し、指導又は勧告に基づいて講じた措置の内容及びその結果について報告を求めることができる。

**3** 市長は、事業者が第1項の規定による指導又は勧告に従わなかつたときは、国、他の地方公共団体又は関係事業者に対し、必要な措置をとるよう要請することができる。

#### 第4節 價格安定対策等

##### (価格動向の調査等)

**第16条** 市長は、市民の日常の消費生活に必要な商品又はサービス(以下「生活関連商品等」という。)の供給量が不足し、若しくは不足するおそれがあると認める場合又はその価格が高騰し、若しくは高騰するおそれがあると認める場合には、生活関連商品等について、価格の動向及び需給の動向を調査し、その調査結果を市民に提供するものとする。

**2** 前項の調査は、消費者団体その他の関係団体等と協議の上、行うものとする。

##### (平25条例19・全改)

##### (商品の供給等の協力の要請)

**第17条** 市長は、生活関連商品等の市民に対する円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、当該生活関連商品等を供給する者又はその組織する団体に対し、当該生活関連商品等の供給又は供給のあっせんをするよう協力を求めなければならない。

##### (平25条例19・一部改正)

#### 第5節 消費者被害の救済

##### (苦情処理体制の整備)

**第18条** 事業者は、消費者からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するよう努めなければならない。

**2** 市長は、市民の消費生活に関する相談に応ずる体制の整備に努めなければならない。

##### (消費者の苦情の処理)

**第19条** 市長は、事業者が提供する商品又はサービスに関して生じた消費者の苦情の申出があったときは、その内容を調査し、当該苦情を解決するため必要な措置を講じなければならない。

**2** 市長は、前項の措置を講ずるため必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対し、資料の提出を求めることができる。

##### (試験研究機関等への協力要請)

**第20条** 市長は、消費者の苦情の申出があったときは、その内容により必要があると認められるときは、国、他の地方公共団体又はその他の試験研究機関等に対し、協力を求めるものとする。

#### 第6節 消費者の自立化の推進

##### (消費者教育の推進)

**第21条** 市は、消費者が消費生活を営む上で必要な知識及び判断力を習得し、主体的に行動するとともに、その行動が経済社会及び環境に及ぼす影響についての理解を深めるため、消費者に対する教育に係る施策の推進に努めるものとする。

**2** 市は、消費生活に関する消費者の自主的な学習の支援に努めるものとする。

(消費者の組織化の促進)

**第22条** 市長は、市民がその消費生活の安定及び向上を図るために自主的な組織活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

**第3章 情報提供の推進等**

(情報の提供)

**第23条** 市長は、この条例の他の規定に定めるもののほか、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費生活に関する情報を収集し、消費者に必要な情報を提供するものとする。

(市長への申出)

**第24条** 消費者は、この条例の定めに違反する事業活動により、消費者の利益が害されている疑いがあるときは、市長に対してその旨を申出て、適切な措置を講ずべきことを求めることができる。

**2** 市長は、前項の規定による申出があったときは必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときはこの条例に基づく措置その他適切な措置を講ずるものとする。

**3** 市長は、市民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、第1項の規定による申出の内容及びその処理の経過並びに結果の概要を公表するものとする。

**第25条 削除**

(平25条例19)

**第4章 登別市消費生活センター**

(平28条例21・追加)

(設置)

**第26条** 市は、市民の消費生活の安定及び向上を図り、消費生活に関する相談等を行うため、登別市消費生活センター(以下「センター」という。)を設置し、その名称及び位置を次のとおりとする。

名称 登別市消費生活センター

位置 登別市中央町6丁目11番地

(平28条例21・追加)

(開所時間及び休所日)

**第27条** センターの開所時間及び休所日は次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

**(1) 開所時間 午前9時から午後5時30分まで**

**(2) 休所日** 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和**23**年法律第**178**号)に規定する休日及び**12月29日**から翌年の**1月3日**まで  
**(平**28**条例**21**・追加、令元条例**26**・一部改正)**  
**(事業)**

**第28条** センターは、次に掲げる事業を行う。

**(1) 消費者安全法(平成**21**年法律第**50**号)第**8**条第**2**項各号に掲げる事業**  
**(2) その他消費生活の安定及び向上に関する事業**  
**(平**28**条例**21**・追加)**  
**(職員)**

**第29条** センターにセンター長、消費生活相談員その他必要な職員を置く。

**2** 前項に規定する消費生活相談員は、消費者安全法施行規則(平成**21**年内閣府令第**48**号)第**8**条第**3**号に規定する消費生活相談員資格試験の合格者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者とする。

**(平**28**条例**21**・追加)**  
**(職員の資質向上)**

**第30条** 市長は、センターに配置された職員に対し、その資質の向上を図るための研修の機会を確保しなければならない。

**(平**28**条例**21**・追加)**  
**(情報の安全管理)**

**第31条** センター長は、第**28**条各号に規定する事業の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

**(平**28**条例**21**・追加)**

**第5章 登別市消費生活審議会**  
**(平**28**条例**21**・旧第**4**章繰下)**  
**(設置・組織等)**

**第32条** 市長は、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、登別市消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

**2** 審議会は、市長の諮問に応じ、市民の消費生活に関する事項その他この条例の運用に関する重要事項を調査審議する。

**3** 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を具申することができる。  
**4** 審議会は、委員**10**人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから必要な都度市長が委嘱する。

**(1) 学識経験者**  
**(2) 消費者を代表する者**  
**(3) 事業者を代表する者**

**5** 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

**6** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平28条例21・旧第26条繰下)

第6章 雜則

(平28条例21・旧第5章繰下)

(立入調査等)

**第33条** 市長は、第8条第1項、第14条第1項、第19条第1項及び第24条第2項の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業者の営業所、事務所等に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

**2** 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

**3** 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平28条例21・旧第27条繰下)

(公表)

**第34条** 市長は、第8条第2項及び第15条第1項の規定による指導又は勧告に従わない者、第15条第2項、第19条第2項及び前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、立入調査を拒み、又は質問に対し答弁しなかった者があるときは、その旨を公表することができる。

**2** 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表しようとする者に弁明の機会を与えなければならない。

(平28条例21・旧第28条繰下)

(国及び他の地方公共団体に対する措置要請)

**第35条** 市長は、市民の消費生活の安定及び向上を図るため必要と認めるときは、国及び他の地方公共団体に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(平28条例21・旧第29条繰下)

(規則への委任)

**第36条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平28条例21・旧第30条繰下)

附 則

(施行期日)

**1** この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(登別市市民生活安定条例の廃止)

**2** 登別市市民生活安定条例(昭和55年条例第10号)は、廃止する。

附 則(平成25年条例第19号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則(平成28年条例第21号)**

この条例は、平成**28**年**4**月**1**日から施行する。

**附 則(令和元年条例第26号)**

この条例は、令和**2**年**4**月**1**日から施行する。

---

**条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト**

注意

本データは令和3年7月18日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。  
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

# 苫小牧市消費生活条例

自治体

北海道 苫小牧市

見出し

第6類：民生  
第1章：市民

例規番号

平成19年12月19日 条例第32号

制定日

平成19年12月19日

統一条例コード

**012131-13244308**

分類

条例

例規集更新日

令和3年3月19日

収集日

令和3年7月18日

○苫小牧市消費生活条例

平成19年12月19日

条例第32号

(昭和52年4月19日条例第18号苫小牧市消費生活安定条例を全文改正)

目次

**第1章 総則(第1条—第9条)**

**第2章 安全の確保、取引の適正化等(第10条—第21条)**

**第3章 自主的な消費生活の支援(第22条—第25条)**

**第4章 消費者被害の救済(第26条・第27条)**

**第5章 苫小牧市消費生活審議会(第28条)**

## 第6章 雜則(第29条)

### 附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、市及び事業者の責務並びに消費者等の役割を明らかにするとともに、市が実施する消費生活に関する総合的な施策(以下「消費者施策」という。)について必要な事項を定めることにより、市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

### (基本理念)

第2条 消費者施策の推進は、次に掲げる事項が消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- (1) 消費者の安全が確保されること。
- (2) 事業者が供給する商品及び役務(以下「商品等」という。)について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
- (3) 消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供されること。
- (4) 消費者の意見が消費者施策に反映されること。
- (5) 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。

### (市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、消費者施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、消費者施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全に配慮してこれを行わなければならない。

### (事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、消費者の権利を尊重するとともに、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮しなければならない。

2 事業者は、消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保するとともに、消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理しなければならない。

- 3 事業者は、消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供するとともに、事業活動を通して知り得た消費者に関する個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- 4 事業者は、消費者施策に協力しなければならない。
- 5 事業者は、法令を遵守するとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。
- 6 事業者は、商品等に関し環境の保全に配慮しなければならない。

### (事業者団体の役割)

**第5条** 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。  
**(消費者の役割)**

**第6条** 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めるものとする。

**2** 消費者は、消費者施策に協力し、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

**3** 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めるものとする。

**(消費者団体の役割)**

**第7条** 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

**(市、事業者、消費者等の協力)**

**第8条** 市、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体は、この条例の目的を達成するため、相互に協力することにより、それぞれの責務又は役割を果たすよう努めるものとする。

**(他の地方公共団体等との協力)**

**第9条** 市は、消費者施策を実施するため必要があるときは、他の地方公共団体又は関係行政機関に対し、情報の提供、調査の実施その他の協力を求めるものとする。

**2** 市は、他の地方公共団体又は関係行政機関が実施する消費生活に関する施策について、情報の提供、調査の実施その他の協力を求められたときは、これに応じるものとする。

**第2章 安全の確保、取引の適正化等**

**(安全を害する商品等の供給禁止等)**

**第10条** 事業者は、消費者の生命、身体又は財産の安全を害し、又は害するおそれがある商品等を供給してはならない。

**2** 事業者は、商品等が消費者の生命、身体又は財産の安全を害し、又は害するおそれがあることが明らかになったときは、その旨を公表するとともに、供給の中止及び回収その他消費者の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

**(安全を害する商品等に係る調査、勧告等)**

**第11条** 市長は、商品等が消費者の生命、身体又は財産の安全を害する疑いがあると認めるときは、当該商品等について必要な調査を行うものとする。

**2** 市長は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該商品等を供給する事業者に対し、当該商品等の安全性について立証するよう求めることができ  
る。

**3** 市長は、第1項の調査の結果、当該商品等が消費者の生命、身体又は財産の安全を害し、又は害するおそれがあると認めるときは、法令に特別な定めがある場合を除き、当該事業者に対し、危害を防止するために必要な措置を講じるよう指導し、又は勧告することができる。

(危害を防止するための公表)

**第12条** 市長は、商品等が消費者の生命、身体又は財産の安全を著しく害し、又は害するおそれがあることが明らかになった場合でその危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、直ちに当該商品等の名称その他必要な事項を公表するものとする。

(表示の適正化等)

**第13条** 事業者は、商品等について、消費者に誤解を生じさせるおそれのある表示、広告又は宣伝を行ってはならない。

**2** 事業者は、商品等について、消費者が商品等の購入、使用又は利用に際し選択を誤ることがないよう、価格、内容、品質、取扱方法、保証期間その他必要な事項を適正かつわかりやすく表示するよう努めなければならない。

(計量の適正化)

**第14条** 事業者は、商品等について、適正な計量を実施するよう努めなければならない。

(包装の適正化)

**第15条** 事業者は、その供給する商品について、過大又は過剰な包装を行わないよう努めなければならない。

(不当な取引行為の禁止)

**第16条** 事業者は、消費者との間で行う取引に関して、次の各号のいずれかに該当する行為で規則で定めるもの(以下「不当な取引行為」という。)を行ってはならない。

(1) 販売の意図を隠して消費者に接近し、又は商品等の内容、取引条件等に関する重要な情報を故意に提供せず、若しくは誤解を招くおそれのある情報を提供することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(2) 消費者の取引に関する知識、判断力又は経験の不足に乘じ、消費者の自発的意志を待つことなく執ように説得し、若しくは消費者を心理的に不安な状態に陥らせる等して契約の締結を勧誘し、又はこれらにより消費者の十分な意思形成のないまま契約を締結させる行為

(3) 消費者に不当な不利益をもたらす内容の契約を締結させる行為

(4) 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて、当該消費者又はその関係人に契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を請求し、又は履行させる行為

(5) 契約に基づく債務の完全な履行を求める消費者からの正当な請求に対し、適切な処理をせず、債務の履行を不当に拒否し、又は不当に遅延させる行為

**(6) 消費者からの契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張を妨げ、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効によって生じる債務の履行を不当に拒否し、又は不当に遅延させる行為**

**2 市長は、不当な取引行為を定めるに当たっては、あらかじめ、苦小牧市消費生活審議会の意見を聴かなければならない。**

**(不当な取引行為に係る調査、勧告等)**

**第17条 市長は、不当な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、当該取引行為について必要な調査を行うものとする。**

**2 市長は、事業者が不当な取引行為を行っていると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、当該不当な取引行為を是正するよう指導し、又は勧告することができる。**

**(生活必需品等の選定等)**

**第18条 市長は、苦小牧市消費生活審議会の意見を聴いて、日常の消費生活に特に必要な商品等(以下「生活必需品等」という。)を選定し、価格の動向及び需給の状況を調査するものとする。**

**2 市長は、前項の規定による調査の結果を、必要に応じ、消費者に提供するものとする。**

**(特定生活必需品等の指定等)**

**第19条 市長は、生活必需品等の供給が特に不足し、若しくは不足するおそれがあると認めるとき又は当該生活必需品等の価格が著しく上昇し、若しくは上昇するおそれがあると認めるときは、当該生活必需品等を特に調査を要する生活必需品等(以下「特定生活必需品等」という。)として指定することができる。**

**2 市長は、前項の規定により指定した特定生活必需品等について、その供給の不足又は価格の上昇の原因に関する調査その他必要な調査を行うとともに、事業者に対して必要な措置を講じるよう要請するものとする。**

**3 事業者は、前項の規定による要請があったときは、これに応じるよう努めなければならない。**

**(立入調査等)**

**第20条 市長は、第11条第1項及び第17条第1項並びに前条第2項の規定による調査を行うため必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは関係資料の提出を求め、又は市の職員に当該事業者の事務所、営業所その他の事業所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。**

**2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。**

**3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。**

**(公表)**

**第21条** 市長は、事業者が第11条第2項の規定による立証の求めに応じないとき、同条第3項若しくは第17条第2項の規定による勧告に従わないとき又は前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出を拒み、正当な理由がなく同項の規定による立入調査を拒み、忌避し、若しくは妨害し、若しくは質問に対し回答をしないときは、その旨を公表することができる。虚偽の資料の提出、報告又は回答をしたときも、同様とする。

**2** 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、必要に応じ、あらかじめ公表の理由を当該事業者に通知し、当該事業者が意見を述べる機会を与えるものとする。

### 第3章 自主的な消費生活の支援

#### (情報の収集及び提供)

**第22条** 市は、消費者が自主的かつ合理的な消費生活を営むために必要な情報を収集し、消費者に提供するよう努めるものとする。

#### (消費者教育の推進)

**第23条** 市は、消費者が消費生活を営む上で、必要な知識を修得し、自主的かつ合理的に行動することができるよう、学校、地域、家庭、職域その他様々な場を通じて消費者教育の充実に努めるものとする。

#### (消費者団体の自主的な活動の促進)

**第24条** 市は、消費生活において、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

#### (意見等の反映)

**第25条** 市は、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、広く消費者の意見、要望等を把握し、消費者施策に反映させるよう努めなければならない。

### 第4章 消費者被害の救済

#### (苦情相談等への対応)

**第26条** 市長は、消費者から商品等に係る苦情相談その他消費生活に関する相談(次項において「苦情相談等」という。)を受けたときは、必要に応じ、その内容について調査し、助言、回答その他適切な処理をしなければならない。

**2** 市長は、苦情相談等を処理するため必要があると認めるときは、当該苦情相談等に係る事業者その他の関係人に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

#### (訴訟の援助)

**第27条** 市長は、商品等によって被害を受けた消費者(以下「被害者」という。)が事業者を相手として行う訴訟(以下「消費者訴訟」という。)を自ら提起することが困難であり、かつ、同一被害者が多数ある場合で消費者訴訟を提起することを決定した被害者から申請があったときは、苫小牧市消費生活審議会の意見を聴いて、当該訴訟に要する費用の貸付けその他必要な援助をすることができる。

**2** 前項の規定により訴訟に要する費用の貸付けを受けた者が当該消費者訴訟の結果、訴訟に要した費用を得ることができなかつたときその他市長が償還させることが適當でないと認めるときは、その貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

**3** 前**2**項に定めるもののほか、費用の貸付けに関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 苫小牧市消費生活審議会

**第28条** 市民の消費生活の安定及び向上を図るため、市長の附属機関として、苫小牧市消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

**2** 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、消費者施策の推進に関する重要事項を調査審議する。

**3** 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

**4** 審議会は、委員**15**人以内をもって組織する。

**5** 委員は、事業者を代表する者、消費者を代表する者及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

**6** 委員の任期は、**2**年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**7** 委員は、再任されることがある。

**8** 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 雜則

### (委任)

**第29条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

### (施行期日)

**1** この条例は、平成**20**年**4**月**1**日から施行する。ただし、第**16**条第**2**項及び第**28**条の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

**2** この条例の施行の際現にこの条例による改正前の苫小牧市消費生活安定条例(以下「改正前の条例」という。)第**8**条第**1**項の規定により選定されている生活必需物資は、この条例による改正後の苫小牧市消費生活条例(以下「改正後の条例」という。)第**18**条第**1**項の規定により選定された生活必需品等とみなす。

**3** この条例の施行の際現に改正前の条例第**20**条第**1**項の規定により置かれている苫小牧市消費生活安定審議会は、改正後の条例第**28**条第**1**項の規定により置かれた苫小牧市消費生活審議会とみなす。

**4** この条例の施行の際現に改正前の条例第**20**条第**3**項の規定により市長から委嘱されている苫小牧市消費生活安定審議会委員は、改正後の条例第**28**条第**5**項の規定により市長から委嘱された苫小牧市消費生活審議会委員とみなす。この場合において、委員の任期については、その者が改正前の条例第**20**条第**3**項の規定により委嘱された日から起算する。

### (苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

**5 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第9号)**の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

---

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

## 注意

本データは令和3年7月18日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

# 市民の暮らしを育む条例

自治体

北海道 富良野市

見出し

第9類：産業  
第1章：商工

例規番号

平成14年3月7日 条例第1号

制定日

平成14年3月7日

統一条例コード

**012297-55466871**

分類

条例

例規集更新日

令和2年12月31日

収集日

令和3年7月18日

○市民の暮らしを育む条例

平成14年3月7日条例第1号

市民の暮らしを育む条例

## 目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 消費者の保護

第1節 危害の防止（第6条・第7条）

第2節 規格、表示等の適正化（第8条—第11条）

第3節 価格安定対策等（第12条・第13条）

第4節 消費者被害の救済（第14条・第15条）

第5節消費者の組織化の促進等（第16条・第17条）

第3章 情報提供の推進等（第18条—第21条）

- 第4章 環境・資源への配慮（第22条）
  - 第5章 富良野市消費生活センター（第23条—第29条）
  - 第6章 富良野市消費生活審議会（第30条）
  - 第7章 雜則（第31条—第33条）
- 附則

## 第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、市民の暮らしにおける消費生活に関し、市及び事業者の責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、市の実施する施策について必要な事項を定めることにより、市民の消費生活の安定及び向上を図り、もって市民の暮らしを育むことを目的とする。

（基本理念）

**第2条** 前条の目的を達成するため、市、事業者及び消費者相互の信頼と協力を基調として、次に掲げる事項を消費者の権利として確立することを基本とするものとする。

- (1) 商品又はサービスにより生命、身体又は財産が侵されないこと。
- (2) 商品又はサービスについて、適正な表示等に基づいて選択すること。
- (3) 商品又はサービスの取引について、不当な取引方法から保護され、及び不当な条件を強制されないこと。
- (4) 商品又はサービスにより不当に受けた被害から公正かつ速やかに救済されること。
- (5) 消費生活を営むために必要な情報を速やかに提供されること。
- (6) 消費生活において、必要な知識及び判断力を修得し、主体的に行動するため、消費者教育を受けること。
- (7) 消費者の意見が市の施策及び事業者の事業活動に適切に反映されること。

（市の責務）

**第3条** 市は、市民の消費生活に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

- 2 市は、市民の消費生活に関する施策の策定に当たっては、消費者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、施策の実施について市民の協力を得るよう努めるものとする。
- 3 市は、市民の消費生活に関する施策について、国及び道と協力するとともに、他の地方公共団体と緊密に連携して、その推進に努めるものとする。

（事業者の責務）

**第4条** 事業者は、商品又はサービスの供給に当たっては、常に、消費者の意見の反映に努め、消費者の保護を図るための措置を講ずるとともに、市が実施する市民の消費生活に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

- 2 事業者は、消費者からの苦情を適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

（消費者の役割）

**第5条** 消費者は、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすため、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、自主的かつ合理的に行動するよう努めるものとする。

## 第2章 消費者の保護

### 第1節 危害の防止

（商品及びサービスによる危害の防止）

**第6条** 事業者は、その供給する商品又はサービスが消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼすことのないよう必要な措置を講じなければならない。

**第7条** 市長は、商品又はサービスが消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼす疑いがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

2 市長は、商品又はサービスが消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該商品又はサービスを供給する事業者に対し、その危害を防止するために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

## 第2節 規格、表示等の適正化

(規格の適正化)

**第8条** 事業者は、規格を定めることにより市民の消費生活の安定及び向上に資すると認められる商品及びサービスについて、適正な規格を定めるよう努めなければならない。

(表示の適正化)

**第9条** 事業者は、その供給する商品又はサービスについて、消費者がその購入若しくは使用又は利用に際し、商品の品質又はサービスの内容を容易に識別でき、かつ、適正に購入し、若しくは使用し、又は利用できるよう、品質、機能、価格、量目その他の必要な事項を正しく表示するよう努めなければならない。

(包装の適正化)

**第10条** 事業者は、その供給する商品について過大又は過剰な包装（容器を含む。以下同じ。）を用いないよう努めなければならない。

2 事業者は、商品の包装に当たっては、資源の節約と再利用に資するよう努めなければならない。

3 事業者は、消費者に危害が及ぶことがないようにするため、包装の安全性の確保に努めなければならない。

(適正化の推進)

**第11条** 市長は、法令に特別の定めがある場合を除き、事業者がその供給する商品及びサービスについて規格、表示及び包装の適正化の推進を図るため、必要な指導に努めなければならない。

## 第3節 価格安定対策等

(価格動向の調査等)

**第12条** 市長は、常に、物価の動向について明らかにするため、市民の消費生活に関連性の高い商品及びサービスを選定し、その価格等及び需給の動向を調査するとともに、正確な情報を市民に提供しなければならない。

(商品の供給等の協力の要請)

**第13条** 市長は、前条の規定により選定された商品又はサービス（以下「生活関連重要商品等」という。）の市民に対する円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、当該生活関連重要商品等を供給する者又はその組織する団体に対し、当該生活関連重要商品等の供給又は供給のあっせんをするよう協力を求めなければならない。

## 第4節 消費者被害の救済

(苦情処理体制の整備)

**第14条** 事業者は、消費者からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するよう努めなければならない。

2 市長は、市民の消費生活に関する相談に応ずる体制の整備に努めなければならない。

#### (消費者の苦情の処理)

**第15条** 市長は、事業者が供給する商品又はサービスに関して生じた消費者の苦情の申出があったときは、その内容を調査し、当該苦情を解決するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 市長は、前項の措置を講ずるため必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対し、資料の提出を求めることができる。

#### 第5節 消費者の組織化の促進等

##### (消費者の組織化の促進)

**第16条** 市長は、市民がその消費生活の安定及び向上を図るために自主的な組織活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

##### (試験研究機関等への協力要請等)

**第17条** 市長は、市民の消費生活の安定及び向上を図るために、国、道、他の地方公共団体その他の試験研究機関等に対し必要な協力を求めるものとする。

#### 第3章 情報提供の推進等

##### (情報の提供及び意見の反映)

**第18条** 市長は、この条例の他の規定に定めるもののほか、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費生活に関する情報を収集し、消費者に必要な情報を提供するものとする。

- 2 市は、市民の安全で快適な消費生活の実現に資するため、広く消費者の意見、要望等を把握し、市の消費生活に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

##### (消費者教育の推進)

**第19条** 市は、消費者が消費生活を営む上で必要な知識及び判断力を修得し、主体的に行動し、並びにその行動が経済社会及び環境に及ぼす影響についての理解を深めるため、消費者に対する教育に係る施策の推進に努めるものとする。

- 2 市は、消費生活に関する消費者の自主的な学習の支援に努めるものとする。

##### (消費者と事業者の交流の機会の確保)

**第20条** 市は、消費者の意見が事業者の事業活動に反映されるよう消費者と事業者との対話その他交流の機会の確保に努めるものとする。

##### (市長への申出)

**第21条** 消費者は、この条例の定めに違反する事業活動により、消費者の利益が害されている疑いがあるときは、市長に対してその旨を申し出て、適当な措置を講ずべきことを求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適当な措置を講ずるものとする。

#### 第4章 環境・資源への配慮

##### (環境・資源への配慮)

**第22条** 市は、健全な消費生活を推進するため、環境の保全並びに資源及びエネルギーの有効利用に関し、知識の普及、情報の提供その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、省資源及び省エネルギーなど環境へ配慮した商品又はサービスの供給に努めるものとする。

3 消費者は、商品を選択し使用するときは環境への配慮をするとともに、資源及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

## 第5章 富良野市消費生活センター

(設置)

**第23条** 市民の自主的かつ合理的な消費行動を促すため、富良野市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第24条** 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富良野市消費生活センター (職員)	富良野市若松町17番1号

**第25条** 消費生活センターに必要な職員を置くものとする。

(事業)

**第26条** 消費生活センターは、次の事業を行う。

- (1) 消費生活に関する相談に応ずること。
- (2) 消費生活に関する情報及び学習機会を提供すること。
- (3) 消費者が行う活動を援助すること。
- (4) その他設置の目的を達成するための必要な事業

(消費生活相談員の配置)

**第27条** 消費生活センターに、専門的な知識及び技術を体得している消費生活相談員を置くものとし、市は、資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

**第28条** 消費生活センターの事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(消費生活センターの業務)

**第29条** 第26条に定める事業に関する業務は、富良野市女性センター設置条例（平成17年条例第26号）第3条の規定により市長が指定するものにこれを行わせることができる。

## 第6章 富良野市消費生活審議会

(設置・組織)

**第30条** 市民の消費生活の安定及び向上を図るため、富良野市消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、市民の消費生活に関する事項その他この条例の運用に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の結果を市長に答申するほか、必要に応じて意見を具申することができる。

4 審議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 消費者を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 一般公募による者

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第7章 雜則

### (立入調査等)

**第31条** 市長は、第7条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に事業者の営業所、事務所等に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### (国及び道に対する措置要請)

**第32条** 市長は、市民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、国及び道に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

### (規則への委任)

**第33条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 富良野市市民生活安定対策審議会条例（昭和50年条例第28号）は、廃止する。

### 附 則（平成14年12月25日条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成17年9月14日条例第27号）

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の市民の暮らしを育む条例第28条の規定によりその管理を委託している場合において、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

### 附 則（平成24年12月14日条例第34号）

#### (施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表15項区分の欄中「、消費生活モニター」を削る。

（富良野市女性センター設置条例の一部改正）

3 富良野市女性センター設置条例（平成17年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「第27条」を「第26条」に改める。

### 附 則（平成28年3月18日条例第25号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



## 注意

本データは令和3年7月20日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。  
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

# 北見市消費生活条例

自治体

北海道 北見市

見出し

第3編：行政通則  
第1章：組織・処務

例規番号

平成18年3月5日 条例第134号

制定日

平成18年3月5日

統一条例コード

012084-21347373

分類

条例

例規集更新日

令和3年7月12日

収集日

令和3年7月20日

## ○北見市消費生活条例

(平成18年3月5日条例第134号)

改	平成26年12月18日条例第27号	平成27年12月17日条例第39号
正	令和2年12月22日条例第39号	令和3年7月6日条例第95号[一部未施行] ※未施行の施行日 未定

## 目次

第1章 総則(第1条－第6条)

第2章 消費生活の擁護に関する施策

第1節 生活用品等による危害等の防止(第7条－第11条)

第2節 表示及び包装の適正化(第12条－第14条)

第3節 取引行為の適正化(第15条－第19条)

第4節 生活用品等の確保及び物価の安定(第20条－第23条)

第5節 調査、公表等(第24条－第26条)

第3章 消費者被害の救済(第27条－第29条)

第4章 消費者の自立化の推進(第30条－第32条)

第5章 消費生活審議会(第33条・第34条)

第6章 雜則(第35条・第36条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援 その他の基本理念を定め、市及び事業者の責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、市が実施する施策について必要な事項を定めることにより、その施策の総合的な推進を図り、市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 前条の目的を達成するに当たっては、市、事業者及び消費者相互の信頼と協力を基調とし、次に掲げる事項を消費者の権利として確立することを基本とする。

- (1) 消費生活において身体又は財産への危害から守られること。
- (2) 消費生活に必要な情報が適時かつ的確に提供されること。
- (3) 不当な取引方法から保護され、及び不当な取引条件を強制されないこと。
- (4) 不当に受けた被害から公正かつ速やかに救済されること。
- (5) 消費者の意見が市の施策及び事業者の事業活動に適切に反映されること。
- (6) 有用な知識及び適正な判断力を習得するために消費者教育を受けられること。
- (7) 消費者の自主的な組織化及び主体的な活動が保障されること。
- (8) 健全な自然環境の下で消費生活を営むことができること。

(市の責務)

第3条 市は、消費生活の安定及び向上を図るため、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するよう努めなければならない。

2 市は、消費生活に関する施策の策定に当たっては、消費者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、施策の実施について市民の理解及び協力を得るよう努めるものとする。

3 市は、第1項の規定による施策の実施に関し必要があるときは、国、他の地方公共団体又は関係事業者に対し協力を求め、又は必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

4 市は、国又は他の地方公共団体が実施する消費生活に関する施策について協力を求められたときは、これに応ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、消費者の意見を反映し、消費生活の用に供される用品(以下「生活用品」という。)、役務及びその他のもの(以下「生活用品等」という。)の品質の保持、内容の向上及び取引の適正化に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動を行うに当たっては、法令(市及び北海道の条例及び規則を含む。)を遵守するとともに、市がこの条例に基づき実施する施策に協力しなければならない。

(消費者の役割)

第5条 消費者は、自ら進んで消費生活に関する知識を習得し、自主的かつ合理的に行動するとともに、消費者相互の連携を図ることにより、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たさなければならない。

(自然環境への配慮)

第6条 市は、市民の消費生活に関する施策の策定及び実施に当たっては、消費生活が自然環境に及ぼす影響に配慮するものとする。

2 事業者は、生活用品等の供給に当たっては、自然環境の保全に資するため、再商品化が容易な商品、容器及び包装の生産及び使用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 消費者は、商品の選択、使用及び廃棄並びに役務の選択及び利用に当たっては、自然環境に及ぼす影響に配慮するよう努めるものとする。

第2章 消費生活の擁護に関する施策

第1節 生活用品等による危害等の防止

(危害を及ぼす生活用品等の供給の禁止)

第7条 事業者は、消費者の生命若しくは身体に対して危害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがあり、又はその財産に対して損害を加え、若しくは加えるおそれがある生活用品等を消費者に供給してはならない。

2 事業者は、前項に規定する生活用品等を消費者に供給したときは、直ちに当該生活用品等の名称、危害又は損害の内容及びこれらの原因その他必要な事項を公表し、自ら当該生活用品等を回収する等危害又は損害の発生又は拡大を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(危害等に関する調査及び情報提供)

第8条 市長は、生活用品等による消費者への危害又は損害を防止するため必要があると認めたときは、速やかに生活用品等による危害又は損害について必要な調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査に關し必要があると認めたときは、当該生活用品等を供給する事業者に対し、当該生活用品等が消費者の生命若しくは身体に危害を及ぼすものでないこと又はその財産に損害を加えるものでないことの証明を要求することができる。

3 市長は、事業者が前項の規定による証明を行わない場合において正当な理由がないと認めたとき、又は同項の規定による証明を行った場合においてその内容が不十分であると認めたときは、当該事業者に対し、再度証明を要求することができる。

4 前2項の規定による要求は、書面により行うものとする。

5 市長は、必要に応じ、第1項に規定する調査又は第2項若しくは第3項の規定による要求により得た情報を消費者に提供するものとする。

(危害等を及ぼす生活用品等に対する措置)

第9条 市長は、生活用品等がその欠陥により、消費者の生命若しくは身体に対して危害を及ぼし、若しくは及ぼすこととなり、又はその財産に対して損害を加え、若しくは加えることとなると認定した場合において、当該生活用品等を供給する事業者が第7条第2項に規定する措置をとらないときは、法令で定める措置がとられるときを除き、当該事業者に対し、同項に規定する措置をとるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を行った場合において必要があると認めたときは、当該事業者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置の内容及び結果について報告を求めることができる。

3 市長は、事業者が第1項の規定による勧告に従わなかったときは、国、他の地方公共団体又は関係事業者に対し、必要な措置をとるよう要請することができる。

(緊急危害防止措置)

第10条 市長は、生活用品等がその欠陥により、消費者の生命又は身体に対して重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるため緊急の必要があると認定した場合には、法令で定める措置がとられるときを除き、当該生活用品等の名称、これを供給する事業者の氏名又は名称及び住所その他当該危害の発生又は拡大を防止するため必要な事項を公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定により公表をしたときは、直ちに当該事業者に対し、第7条第2項に規定する措置をとるべきことを通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた事業者は、直ちに第7条第2項に規定する措置をとらなければならない。

(危害防止のための警告表示)

第11条 事業者は、その供給する生活用品等のうち使用又は利用の方法により消費者の生命若しくは身体について危害が発生するおそれがあり、又はその財産に対して損害が加えられるおそれがある生活用品等について、当該危害又は損害の具体的な内容、その発生を回避するための使用又は利用の方法その他の必要な事項について、消費者に分かりやすく表示するよう努めなければならない。

第2節 表示及び包装の適正化

(表示等の適正化)

第12条 事業者は、生活用品等を供給するに当たっては、次に掲げる事項を推進するよう努めなければならない。

(1) 生活用品等の品質その他の内容並びに当該生活用品等を供給する事業者の氏名又は名称及び住所を適切に表示すること。

(2) 生活用品等の価格(単位当たりの価格を示すことができるときは、当該単位当たりの価格を含む。)を適切に表示すること。

(3) 生活用品等を自動販売機その他これに類する機械(以下この号において「自動販売機等」という。)により供給するときは、当該自動販売機等の見やすい箇所に当該生活用品等を供給する事業者等との連絡に必要な事項その他の必要な事項を適切に表示すること。

(4) 生活用品等を供給した後に当該生活用品等に関して保証、修理その他の役務を積極的に提供するとともに、当該役務を提供するときは、その内容を適切に表示すること。

#### (包装の適正化)

第13条 事業者は、生活用品に包装(容器を用いる場合を含む。以下同じ。)をしてこれを供給する場合には、当該包装の安全性を確保しなければならない。

2 事業者は、生活用品に包装をしてこれを供給する場合には、当該包装により当該生活用品の内容を消費者に誤認させることがないようにしなければならない。

3 事業者は、生活用品に包装をしてこれを供給する場合には、当該生活用品の保護又は品質の保持に必要な限度を超える包装をしないよう努めなければならない。

#### (簡易包装への協力)

第14条 消費者は、生活用品の包装について簡易な包装に協力するよう努めなければならない。

### 第3節 取引行為の適正化

#### (計量の適正化)

第15条 事業者は、生活用品を供給する場合において、消費者の不利益となるような計量を行ってはならない。

#### (広告の適正化)

第16条 事業者は、生活用品等について広告を行う場合には、消費者の選択に資するため、必要かつ正確な情報の提供に努めなければならない。

#### (不当な取引行為の禁止)

第17条 事業者は、消費者との間で行う取引について、次に掲げる行為(以下「不当な取引行為」という。)を行ってはならない。

(1) 消費者に対し、販売の意図を隠して接近し、又は生活用品等の内容、取引条件その他の取引に関し重要な情報を故意に告げず、若しくは誤信を招く情報を告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(2) 消費者の取引に関する知識若しくは経験の不足に乘じ、又は消費者を心理的不安に陥れる等により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(3) 消費者に著しく不当な不利益をもたらすことの明白な内容の契約を締結させる行為

(4) 消費者に対し、契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を不当な手段によって強要する行為

(5) 契約又は契約の解除権等の行使に基づく債務の履行を不当に遅延し、若しくは拒否し、又は消費者の正当な契約の解除権等の行使を不当に妨げる行為

(6) 知的な障害を有する者、適正な判断力に欠ける高齢者等に対し、その弱点を不当に利用して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

#### (不当な取引行為に関する調査及び情報提供)

第18条 市長は、前条に規定する不当な取引行為が行われている疑いがあると認めたときは、当該取引行為及びその被害状況について必要な情報の収集及び調査を行うものとする。

2 市長は、必要に応じ、前項に規定する調査により得た情報を消費者に提供するものとする。

(不当な取引行為に対する勧告)

第19条 市長は、第17条の規定に違反している事業者があると認めたときは、当該事業者に対し、当該違反事項を速やかに是正するように指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を行った場合において、必要があると認めたときは、当該事業者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置の内容及びその結果について報告を求めることができる。

3 市長は、事業者が第1項の規定による指導又は勧告に従わなかつたときは、国、他の地方公共団体又は関係事業者に対し、必要な措置をとるよう要請することができる。

第4節 生活用品等の確保及び物価の安定

(生活用品等の円滑な流通等)

第20条 事業者は、常に生活用品等の円滑な流通を図るとともに、その価格を安定させるよう努めなければならない。

(生活重要用品等の価格等の調査及び情報提供)

第21条 市長は、市民の消費生活において重要度の高い生活用品等(以下「生活重要用品等」という。)のうち必要と認めたものについて、その価格の動向、需給状況等必要な事項の調査を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する調査について、事業者に必要な協力を求めることができる。

3 市長は、必要に応じ、第1項に規定する調査により得た情報を消費者に提供するものとする。

(生活重要用品等の確保)

第22条 市長は、生活重要用品等が不足し、若しくは不足するおそれがあり、又はその価格が著しく高騰し、若しくは高騰するおそれがあると認めたときは、事業者又はその組織する団体に対し、当該生活重要用品等の円滑な供給その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(不適正な事業行為のは是正勧告)

第23条 市長は、生活重要用品等を供給する事業者がその円滑な流通を不当に妨げ、又は著しく不適正な価格で当該生活用品等を供給していると認めたときは、当該事業者に対し、これらの行為を是正するよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を行ったときは、当該事業者に対し、勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

3 市長は、当該事業者が第1項の規定による是正勧告に従わなかつたときは、国、他の地方公共団体又は関係事業者に対して必要な措置をとるよう要請することができる。

## 第5節 調査、公表等

### (立入調査等)

第24条 市長は、第8条から第10条まで、第18条、第19条及び前条の規定の施行に必要な限度において、事業者に、その業務の状況について報告させ、若しくは第8条第1項に規定する調査及び第9条第1項若しくは第10条第1項の規定による認定を行うために必要な最小限度の生活用品の提出を求め、又はその職員に、事業者の事務所、工場、事業所、店舗、倉庫その他の事業に関する場所に立ち入り、生活用品等、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 市長は、事業者又は関係人が前項の規定による報告、生活用品の提出、立入調査又は質問に対する回答を拒んだときは、当該事業者に対し、書面により再度、報告をし、生活用品を提供し、立入調査に応じ、又は質問に対し回答するよう要求することができる。

3 前2項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

### (公表)

第25条 市長は、事業者が第8条第3項若しくは前条第2項の規定による要求又は第9条第1項、第19条第1項若しくは第23条第1項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、第33条に規定する北見市消費生活審議会の意見を聴いた上で行うものとする。

### (事業者の意見の聴取)

第26条 市長は、前条第1項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対して、その旨を通知して意見の聴取を行うものとする。ただし、当該事業者が正当な理由がなく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

## 第3章 消費者被害の救済

### (事業者の苦情処理体制の整備等)

第27条 事業者は、苦情処理体制の整備を図り、消費者との間の取引に関する苦情を適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

### (相談及び苦情の処理等)

第28条 市長は、消費者から消費生活に関する相談又は事業者の供給する生活用品等若しくは事業者との間の取引に関する苦情があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する業務を行わせるため、相談及び苦情処理の体制の整備及び充実化に努めるものとする。

3 市長は、第1項の規定による苦情の処理を行うため必要があると認めたときは、当該苦情に係る関係人に対し、必要な資料の提出、報告又は説明の要求その他必要な調査を行うことができる。

4 市長は、第1項の規定による苦情の処理を円滑に行うため必要があると認めたときは、北見市消費生活審議会のあっせん又は調停に付すことができる。

5 北見市消費生活審議会は、あっせん又は調停を行うため必要があると認めたときは、当事者若しくは関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係書類若しくは物件の提出を求めることができる。

6 北見市消費生活審議会は、当事者間に合意が成立することが困難であると認めたときは、調停案を作成し、当事者に対し、相当の期間を定めてその受諾を促すことができる。

7 市長は、事業者が正当な理由がなく、第5項に規定するあっせん若しくは調停の呼出しに応じないとき、又は関係書類若しくは物件を提出しないときは、当該事業者の氏名又は名称、苦情の内容その他の必要な事項を公表することができる。

#### (北見市消費生活センター)

第28条の2 市長は、消費者の利益の擁護及び増進を図り、市民の消費生活の安定及び向上に寄与するため、北見市消費生活センターを置く。

2 北見市消費生活センターの位置は、北見市北4条東4丁目とする。

3 北見市消費生活センターは、第1項に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 消費生活に関する苦情及び相談に応じること。
- (2) 消費生活に関する啓発及び教育を行うこと。
- (3) 商品のテスト、実験及び実習を行うこと。
- (4) その他消費生活の安定及び向上を図るために必要な事業

4 北見市消費生活センターの組織及び運営に必要な事項は、規則で定める。

#### (訴訟の援助)

第29条 市長は、事業者の事業活動により消費生活上の被害を受けた消費者が事業者を相手に訴訟を提起する場合で、次に掲げる要件を満たすときは、訴訟に係る経費の貸付けその他の訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

- (1) 当該消費者の受けた被害と同一又は同種の原因に基づく被害が多数発生し、又は発生するおそれがあること。
- (2) 当該消費者が当該貸付けを受けなければ、当該訴訟を提起することが困難と認められること。
- (3) 当該被害に係る苦情が前条第4項の規定による北見市消費生活審議会のあっせん又は調停に付されたものであること。

2 前項の規定により訴訟に係る経費の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、市長が指定する日までに貸付けを受けた資金の全額を返還しなければならない。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めたときは、貸し付けた資金の返還期限若しくは返還方法を変更し、又はその返還の債務を減額し、若しくは免除することができる。

4 前3項に規定するもののほか、第1項に規定する訴訟活動に必要な援助に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第4章 消費者の自立化の推進

#### (消費者の意見の反映)

第30条 市長は、消費生活の安定及び向上に資するため、広く消費者の意見、要望等を把握し、消費生活に係る施策に反映させるよう努めなければならない。

2 市長は、生活用品等の価格、需給動向その他の消費生活に関する情報及び消費者の意見、要望等を収集するため消費生活モニターを置くものとする。

3 消費生活モニターに関し必要な事項は、規則で定める。

(消費者の組織活動の促進)

第31条 市長は、消費生活の安定及び向上を図るための消費者の健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(教育及び啓発活動の推進)

第32条 市長は、消費者が社会経済の変化に即応した健全かつ合理的な消費生活を営むため必要な知識等を生涯を通じて学習できるよう、学校その他における学習の機会及び場の提供等消費者教育の充実が図られるよう努めるとともに、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の啓発活動を積極的に推進しなければならない。

## 第5章 消費生活審議会

(設置)

第33条 市長の諮問に応じ、市民の消費生活の安定及び向上を図るための施策の基本的事項その他当該施策の実施に係る事項を調査審議するため、北見市消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第34条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。ただし、特別の事項を調査審議し、又は第28条第4項の規定によるあっせん若しくは調停をするため市長が必要があると認めたときは、特別委員を置くことができる。

2 委員は、学識経験のある者、消費者、事業者、公募による者及びその他市長が適当と認めた者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員(第1項ただし書の特別委員を除く。)の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 市長は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解任することができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 第28条第4項に規定するあっせん又は調停に関する事項を調査審議するため、審議会に消費者苦情処理部会を置く。

7 前項に規定するあっせん又は調停に係る事項について、審議会は、消費者苦情処理部会の決定をもって審議会の決定とする。

8 第6項に定めるもののほか、特別の事項を調査審議するため必要があると認めたときは、審議会に専門部会を置くことができる。

## 第6章 雜則

(適用除外)

第35条 第2章第1節の規定は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品については、適用しない。

2 第2章及び第3章の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

(1) 医師、歯科医師その他これに準ずる者により行われる診療行為及びこれに準ずる行為

(2) 法令により、又はこれに基づいて規制されている生活用品等の価格

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の北見市消費生活条例(平成13年北見市条例第1号)の規定によりなされた勧告、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成26年12月18日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月17日条例第39号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月22日条例第39号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(令和2年規則第71号で、令和3年1月18日から施行)ただし、第2条第2号及び第8号、第3条第4項、第28条の見出し、同条第2項、第28条の2第3項第3号並びに第36条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年7月6日条例第95号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第34条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

○北見市消費生活条例

---

平成18年3月5日条例第134号

---

体系表示

---

第3編 行政通則

第1章 組織・処務

分野表示

---

市民環境部市民生活課

沿革表示

---

平成18年3月5日条例第134号

- 平成26年12月18日条例第27号
- 平成27年12月17日条例第39号
- 令和2年12月22日条例第39号
- 令和3年7月6日条例第95号[一部未施行]

---

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

## 注意

本データは令和3年7月20日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。  
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

# 夕張市消費生活安定条例

自治体

北海道 夕張市

見出し

第8編：民生

第5章：市民生活

例規番号

昭和50年6月18日 条例第16号

制定日

昭和50年6月18日

統一条例コード

**012092-37825625**

分類

条例

例規集更新日

令和3年4月1日

収集日

令和3年7月20日

○夕張市消費生活安定条例

**昭和50年6月18日**

**条例第16号**

(目的)

**第1条** この条例は、市民の消費生活安定をはかるため、市長、事業者及び消費者がそれぞれ果たすべき責務を明らかにし、市民のくらしを守るために施策の基本を定めることを目的とする。

(市長の責務)

**第2条** 市長は、市民生活の安定及び向上を図るため、総合的かつ効果的な施策を策定し、及びこれを実施するため、広く市民の協力と参加を求め、一体となつてその実現にあたらなければならない。

**(事業者の責務)**

**第3条** 事業者は、その事業活動を行うに当たつては、常に市民の消費生活の利益と安全を確保するため適切な措置を講ずるとともに、必要な物資及びサービス(以下「生活物資等」という。)の円滑な供給と価格の安定に努めるとともに、市長が実施する市民の消費生活安定のための施策に積極的に協力しなければならない。

**(消費者の責務)**

**第4条** 消費者は、経済社会に即応して消費生活の安定及び向上を図るため自ら進んで消費生活に必要な知識を修得するとともに、自主的かつ合理的に行動しなければならない。

**(苦情の処理)**

**第5条** 市長は、消費生活相談の体制を整備し、消費者からの生活物資等に対する苦情相談をすみやかに処理するよう努めなければならない。

**2 事業者は**、自ら又は共同で苦情処理体制を整備し、消費者からの苦情をすみやかに処理するよう努めなければならない。

**(生活物資等の検査)**

**第6条** 市長は、前条第1項の規定による苦情処理に当たつて、必要があると認めるときは、当該事業者の協力を求め、その苦情にかかる生活物資等の検査を行うことができる。

**(危害の防止)**

**第7条** 市長は、生活物資等のうち、その安全性に疑いのある商品について必要があると認めたときは、直ちに関係行政機関の協力を得て検査を行うとともに、各種の情報を収集し市民に提供するものとする。

**2 市長は**、前項の商品について必要があると認めたときは、その製造、輸入、販売及び使用に関して適切な措置をとるようすみやかに関係行政機関の長及び当該事業者に対し、要請するものとする。

**(情報の収集と公開)**

**第8条** 市長は、生活物資等の物価の動向及び需給等に関する的確な情報を収集し、その結果を市民に明らかにするものとする。

**(調査)**

**第9条** 市長は、事業者が生活物資等について、その円滑な流通を妨げ、又は適正な利得を著しく超える価格で販売する行為(以下「不当な事業行為」という。)を行っていると認められるときは、直ちにその実態を調査しなければならない。

**(立入調査等)**

**第10条** 市長は、前条に規定する調査のため必要があると認めるときは、当該事業者に対して関係資料の提出を求め、又はその職員に当該事業者の事業所、営業所その他の事業所(以下「事業所」という。)に立入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問することについて協力を求めることができる。

**2** 市長は、前項の規定により資料の提出を求められた事業所がその資料の提出をしないとき、又は立入調査につき協力を求められた事業所がその協力を拒んだときは、資料の提出又は立入調査を必要とする理由を付して、書面により再度協力を求めなければならない。

#### (身分証明書)

**第11条** 市長は、第9条及び前条の規定により職員が調査又は質問する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

#### (指導及び勧告)

**第12条** 市長は、第9条の調査又は第10条の立入調査に基づき不当な事業行為が行われたと認めるときは、当該事業者に対し不当な事業行為を是正するよう指導し、又は勧告しなければならない。

**2** 市長は、当該事業者が正当な理由がないにもかかわらず、前項の勧告に従わないときは、関係行政機関の長に対し必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

#### (公表)

**第13条** 市長は、当該事業者が正当な理由がなく、第6条の検査及び第10条第2項の資料の提出及び立入調査に協力しないとき、又は前条第1項の勧告に従わないときは、その経過及び事実を公表することができる。この場合、事業者に意見があるときは、併せて公表しなければならない。

#### (消費生活モニター)

**第14条** 市長は、第8条に規定する情報の収集を行わせるため、消費生活モニターを置くことができる。

**2** 消費生活モニターに関し必要な事項は、別に定める。

#### (他の地方公共団体との協力)

**第15条** 市長は、不当な事業行為を行つていると認められる事業者の事業所の所在地が市以外の地域に属するときは、当該地域を所管する地方公共団体の長及び関係行政機関の長に対し、すみやかにその状況を通知し、当該不当な事業行為の是正につき協力を要請しなければならない。

**2** 市長は、他の地方公共団体の長から市の区域に事業所を有する事業者について、不当な事業行為のは是正の協力又は情報の提供を求められたときは、すみやかにその要請に応じなければならない。

#### (北海道価格の解消)

**第16条** 市長は、北海道における価格と本州における価格との間に、不当な格差のある価格を有する生活物資等については、これを解消するよう努めなければならない。

**2** 市長は、前項の目的を達成するため他の地方公共団体の長と情報を交換し、実態の把握に努め、その解消について関係行政機関の長又は関係事業者に対し要望する等、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (市民組織の育成)

**第17条** 市長は、市民の健全かつ自主的な消費生活の安定及び向上を確保するため、組織の育成及び運動の強化に必要な施策を講ずるものとする。

#### (消費生活安定審議会)

**第18条** 市長の諮問に応じ、消費生活の安定及び向上を確保するため、夕張市消費生活安定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

**2** 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員**10名**で組織する。

学識経験者

事業者代表者

消費者代表者

**3** 前**2**項に定めるほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### (委任)

**第19条** この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(昭和**58**年**6**月**20**日条例第**24**号)

#### (施行期日)

**1** この条例は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

**2** この条例の施行の際、現に委員である者については市議会議員として選任された委員を除き、前項の規定にかかわらず任期満了の日まで在任するものとする。

#### 附 則(昭和**62**年**3**月**13**日条例第**5**号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成**19**年**2**月**28**日条例第**34**号)

この条例は、平成**19**年**4**月**1**日から施行する。